第４回

立 木 公 売 案 内

【分収造林・皆伐】

【国有林・皆伐】

日　時　　令和８年10月26日（月）

午前１０時００分　入札

場　所　　大隅森林管理署　２階入札室

お問合わせ先◇

大隅森林管理署

〒893-0047

鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3

TEL 0994-42-5217

国民の森林・国有林

国有林野産物公売公告（1）

下記によって、国有林立木（分収造林・国有林）を一般競争入札により売払いますので、買受希望の方は、現物熟覧の上、国有林野事業林産物売買契約約款及び下記条件並びに入札者注意書を承知の上、入札して下さるようご案内いたします。

記

1　入 札 場 所　　大隅森林管理署　２階入札室
2　入 札 日 時　　令和８年１０月２６日（月）　１０時００分
3　開 札 日 時　　入札後即時
4　郵便入札の場合にあっては当署に令和８年１０月２３日（金）１７時までに到達するように送付して下さい。
5　時刻は、当署入札室の時計によります。
6　売払物件所在地及び物件明細は別紙明細書のとおりです。

条　　件

項　　目		立　　木
入札・契約保証金		免　　除
契約締結期限		令和８年１１月１３日（金）
現納条件（落札金額（消費税相当額を加算した金額）に対して）		―――――― %以上
延期条件	延納ができる金額（1件の契約金額消費税相当額を加算した金額）	（　国の分収金のみ　） １５０万円以上
	延納期間（限）	６ヶ月以内（1,000 ㎥未満） １０ヶ月以内（1,000 ㎥以上）
	延納利率	年利　２．５０％
物件の引渡期限（代金納付又は担保提供の日から）		１５日以内。ただし、みなし引渡しの場合は代金納入又は担保提供のあった日を引渡し日とします。
物件の搬出期間（引渡しを完了した日から起算して）		３年以内
特約条件		別紙「特約事項」のとおり

〒８９３－００４７
鹿児島県鹿屋市下堀町２９２６－３
大隅森林管理署
TEL　０９９４－４２－５２１７

国有林野産物公売公告（2）

1　入札参加者の資格

（1）　各森林管理局長が交付する「一般競争参加資格確認通知書（林産物売払）」を受けた者でなければ入札に参加することはできません。

（2）　予算決算及び会計令第７０条の規定により当該契約を締結する能力を有しない者及び、破産者で復権を得ない者は入札に参加することはできません。

（3）　森林管理局長から一般競争参加資格を停止されているものは入札に参加することはできません。

2　入 札 方 法

（1）　入札は一口ごとに総額をもって入札して下さい。

（2）　入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

入札書に誤って消費税相当額を加算した総額を記入した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正、又は取り消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。

3　郵 便 入 札

郵便入札は、その封書の表面に「入札書在中」と朱書し、書留郵便又は配達証明郵便をもって差し出して下さい。

4　電 信 入 札

電信入札はできません。

5　入札の無効

（1）　前記１の「入札参加者の資格」に違反した入札。

（2）　入札金額及び氏名又は名称が確認できないとき。

（3）　郵便入札の場合に郵便入札書が定められたときまでに指定場所に到達しなかったとき。

（4）　売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

（5）　暴力排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められるとき。

6　契約の成立

（1）　落札物件に係わる契約は売買契約書を作成し、双方が押印したとき確定します。

（2）　落札及び契約は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札金額及び契約金額とします。

（3）　消費税相当額の積算において円未満の端数を生じた場合は切り捨てます。

7　違約金の徴収

（1）　落札者が期限内に契約を結ばないときは、入札金額の５／１００に相当する違約金を徴収します。

（2）　落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額（消費税相当額を加算した金額）の１０／１００に相当する違約金を徴収します。

（3）　前（1）、（2）の違約金を森林管理署長の指示する期限まで納付しないときは、一般競争参加資格を取り消し、又はこの資格を付与しません。

８　**代金の納付期限及び担保提供期限**

（１）　代金は契約締結の日から２０日以内に納付することになります。ただし、延納の場合は別紙延納期間により定められます。

（２）　担保提供期限は契約締結の日から２０日以内とします。

９　**延納担保等**

（１）　一部現金一部延納の契約も認めます。

（２）　支払保証手形の保証する延納も認められます。ただし、分収契約の場合における官収分についての併用は認めません。

（３）　担保

（ア）　国債

（イ）　地方債

（ウ）　金融債（農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫の発行する債権）

（エ）　手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会（以下「金融機関」と総称する。）の支払保証に係る手形

（オ）　金融機関に対する定期預金債権

１０　適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。

当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

・401 号物件　10.00%　・402 号物件　10.00%　・403 号物件　10.00%　・404 号物件　10.00%
・405 号物件　10.00%　・406 号物件　10.00%　・407 号物件　10.00%　・408 号物件　10.00%
・409 号物件　10.00%　・410 号物件　10.00%

１１　**そ　の　他**

（１）　入札者は一般競争参加資格確認通知書を持参して下さい。

（２）　入札者が代理人の場合は委任状を提出して下さい。

（３）　本物件の立木は、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(平成２４年６月林野庁)の２(１)②ウに定められた森林に所在するものです。

このことについては、国有林が国有林野施業実施計画に基づいて持続可能な森林経営が営まれていることに鑑み、売買契約書において「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法律に照らし手続きが適正になされた森林の立木である。」と記載することにより証明します。

（４）　国有林材の木材需給動向を把握するため、立木公売物件からの供給予定先を調査いたします。つきましては、契約締結後「立木購入物件の搬入予定先調査票」（別紙様式）の提出にご協力をお願いします。

（５）　入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員以外の者は入場できません。

（６）　入札に関する情報について公表する場合もありますので予めご了承ください。

（７）　入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

令和８年９月３０日

鹿児島県鹿屋市下堀町２９２６－３
大隅森林管理署
電話(代表)０９９４－４２－５２１７
分任契約担当官
大隅森林管理署長　西山　靖之（公印省略）

※お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、九州森林管理局のホームページ
（http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html）をご覧下さい。

別紙

令和　　年　　月　　日

○○　　森林管理署長
支署長　宛て

○○株式会社
代表取締役　○○○○

立木購入物件の素材搬入先調査表

契約日　令和　　年　　月　　日
搬出完了月日　令和　　年　　月　　日

林小班	面積（ha）	伐採方法	区分	物件の内訳（m3）					素材搬入先				
									直材（A材）		小曲り材	大曲等	端材等
				スギ	ヒノキ	その他N	L	計	スギ	ヒノキ	（B材）	（C材）	（D材）
									○○製材所		○○合板	自社チップ	
		・皆伐	・国造林						m3	m3	m3	m3	m3
									○○市場				
		・間伐	・分収造林						m3	m3	m3	m3	m3
			・分収育林						m3	m3	m3	m3	m3
									m3	m3	m3	m3	m3
		・皆伐	・国造林						m3	m3	m3	m3	m3
		・間伐	・分収造林						m3	m3	m3	m3	m3
			・分収育林						m3	m3	m3	m3	m3
									m3	m3	m3	m3	m3
		・皆伐	・国造林						m3	m3	m3	m3	m3
		・間伐	・分収造林						m3	m3	m3	m3	m3
			・分収育林						m3	m3	m3	m3	m3
									m3	m3	m3	m3	m3

注1）素材搬入先については、各項目ごとに主な2～3社をご記入をお願いします。

注2）搬入先の下段に可能な限り数量をご記入ください。

別紙

令和　　年　　月　　日

大隅　　森林管理署長　宛て

立木購入物件の素材搬入先調査表

株式会社

代表取締役

契約日　　令和　　年　　月　　日

搬出完了月日　　令和　　年　　月　　日

林小班	面積（ha）	伐採方法	区分	物件の内訳（m3）					素材搬入先				
									直材（A材）		小曲り材	大曲等	端材等
				スギ	ヒノキ	その他N	L	計	スギ	ヒノキ	（B材）	（C材）	（D材）
		・皆伐	・国造林										
									m3	m3	m3	m3	m3
		・間伐	・分収造林										
									m3	m3	m3	m3	m3
			・分収育林										
									m3	m3	m3	m3	m3
									m3	m3	m3	m3	m3
		・皆伐	・国造林										
									m3	m3	m3	m3	m3
		・間伐	・分収造林										
									m3	m3	m3	m3	m3
			・分収育林										
									m3	m3	m3	m3	m3
									m3	m3	m3	m3	m3
		・皆伐	・国造林										
									m3	m3	m3	m3	m3
		・間伐	・分収造林										
									m3	m3	m3	m3	m3
			・分収育林										
									m3	m3	m3	m3	m3
									m3	m3	m3	m3	m3

注1）素材搬入先については、各項目ごとに主な2～3社をご記入をお願いします。

注2）搬入先の下段に可能な限り数量をご記入ください。

入 札 者 注 意 書（1）

1　入札方法

（1）　入札は売払物件ごとに総額をもって入札して下さい。

（2）　入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

2　入札書の訂正

記載事項を訂正したときは、訂正印を押して下さい。

3　入札書の引換等

一旦提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。

4　入札の無効

（1）　公売公告(2) －１に定める「入札参加者の資格」に違反した入札。

（2）　入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。

（3）　入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。

（4）　郵便入札の場合にあって郵便入札書が定められた時刻までに指定場所に到着しなかったとき。

（5）　売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

（6）　暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

5　入札書記載上の注意事項

（1）　入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

なお、入札書に誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正又は取消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。

（2）　入札金額は、はっきりと記載して下さい。ケタ違いや金額の書き違いがないようにして下さい。

（3）　氏名や名称は、一般競争参加資格確認通知書のとおりに記載して下さい。

（4）　法人の場合は、正規の代表者印を必ず押して下さい。

（5）　売払番号の記載もれや誤りがないようにして下さい。

6　無効の申出

（1）　無効の申出は、開札前には受理しません。

（2）　落札宣言後は、どのような理由があっても無効の申出は受理しません。この場合、落札者が契約を結ばなかったときは、入札金額の５／１００に相当する違約金を徴収します。

7　落札者の決定

落札となるべき同額の入札者が２名以上あるときは、抽せんにより落札者を決定します。

ただし、入札者が不在のときは国の職員が代わって抽せんします。

8　入札の中止等

森林管理署長は、入札者が連合し又は連合するおそれがある場合、その他の理由により正当な入札を行うことができないと認めたときは、入札を中止し、又は取消すことがあります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 者 注 意 書（２－１）

１　売払番号４０１号～４０８号売払物件は、分収造林契約に係る分収木です。

２　当該入札物件において、搬出支障木等（当署長が指定）が発生した場合は、当署長が指定します期限までに当該搬出等の売買契約を締結していただきます。なお、搬出支障木等の明細については当署にお尋ね下さい。

３　分収木の買受代金は、国及び分収造林契約者（以下「造林者」という。）に分収金として払い込んで下さい。
(1) 造林者の分収金は、国が指示した金額とします。
(2) ４０１号、４０３号～４０８号売払物件の分収割合は国３民７です。
(3) ４０２号売払物件の分収割合は国２民８です。

４　代金の支払方法
(1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付して下さい。
(2) 造林者に支払う代金は、分収造林契約者の振込金融機関の口座に払い込んで下さい。
　　また、この払い込みにかかる費用は買受人が負担して下さい。

５　買受代金を延納することができる場合。
(1) 国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。
(2) 分収造林契約者の分収金に相当する金額（民収分）については、現納とします。

６　買受人が契約条項に違反して、契約に至らず又は、契約を解除した場合の違約金等については国と造林者が分収します。

特　約　事　項

(分収造林)

１　買受人は本契約物件に係る搬出支障木等について、当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。

２　分収木の買受人（以下「買受人」という。）は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。

（１）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。

（２）分収造林契約者（以下「造林者」という。）に支払う代金は、分収造林契約者の振込金融機関の口座に払い込むこと。

３　売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは造林者に支払うこと。

４　売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。

５　売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長に提示し、又はその写しを森林管理署長に提出することにより、当該立木販売契約に係る売払代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。

６　伐採又は作業地が保安林である場合は、支障木伐採、架線、作業路開設等については、別途県知事の許可を得ること。

７　当該物件の伐採、搬出その他の作業に当たっては、林産物売買契約約款第３３条を遵守するとともに、伐採跡地の末木枝条等については、造林事業の支障とならないように整理すること。

８　別紙「立木一般競争入札物件一覧表」に記載している特約事項については遵守すること。

９　木材運搬時のトラック走行については、重量制限を遵守するとともに雨天時等路面に損傷を与えることが予想される場合には、トラック配車の調整や損傷防止策（鉄板・敷砂利等）を講じること。なお、これを怠り著しい損傷が発生した場合には、修復等原状回復させる場合がある。

１０　伐採搬出に当たっては、次に掲げる林地保全に配慮した施行に努めること。

（１）　伐採に伴い生ずる枝条等は、沢敷き等に堆積、放置しないこと。

（２）　森林作業道等を作設する場合は、林地崩壊防止のため急峻な傾斜地や谷等は避けるとともに、路網延長は必要最小限となるよう努めること。

（３）　伐採区域を確認し、区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林管理署長等と協議することとし、無断で伐採を行わないこと。

１１　下流域に汚濁等の発生が予想される場合、買受者は事前に予防対策を講じるとともに、汚濁等が発生した場合は速やかに除去等改善策及び再発防止策を講じ、併せて下流域関係者への説明等の措置を講ずること。

入 札 者 注 意 書（２－２）

１　売払番号第４０９～４１０号物件は、国有林の皆伐です。

特　約　事　項

（国有林）

１　売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。

２　売払立木の引渡は、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済みの供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長に提示し、またはその写しを森林管理署長に提出することにより、当該立木売買契約に係る売払代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。

３　この売買物件の搬出に高性能林業機械等を使用する場合の売買契約にあたっては、林産物契約約款第３１条を特に遵守することとし、「高性能林業機械等の搬出路等跡地の整備は、森林管理署長の指示するところにより買受人が行う」こととする。

４　下流域に汚濁等の発生が予想される場合、買受者は予防対策を講じると共に、汚濁等発生した場合は除去及び防止並びに下流関係者への説明等の措置を講ずること。

５　別紙、公売物件明細表に記載している特約事項については遵守すること。

６　伐採搬出に当たっては、次による林地保全に配慮した施行に努めること。

（１）伐採に伴い生ずる枝条等は、沢敷きに放置しないこと。

（２）高性能林業機械等を使用し搬出する場合において、谷等に作設しないこと。

（３）林地崩壊防止のため急傾斜は避けると共に、搬出路延長は最短となるよう努めること。

令和７年４月18日一部改正

特　約　事　項　（立木販売）

１　売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。

２　売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長等に提示し、またはその写しを森林管理署長等に提出することにより、当該立木販売契約に係る売払代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。

３　別紙「立木一般競争入札物件一覧表」に記載する特約事項について確認し遵守すること。

４　事業計画書等の提出及び承認

①　買受人は、事業着手の一週間前までに現地を精査の上、「立木販売事業着手届」を事業地の担当森林官等を経由の上森林管理署長等に提出すること。
②　買受人は、別記に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を事業地の担当森林官等を経由の上森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
③　買受人は、物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林内に集材路又は、土場を作設する必要があるときは、当該集材路等の計画を明示した図面を含めた事業計画を事業地の担当森林官等を経由の上森林管理署長等に申請し、承認を受けること。
④　買受人は、③で承認を受けた集材路等の計画に変更が生じたときは、その変更について事業地の担当森林官等を経由の上森林管理署長等に申請し、承認を受けること。
⑤　森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

５　伐採の方法及び区域の設定

①　土砂の流出又林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否等について、森林管理署長等と調整すること。
②　伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行うこと。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林管理署長等と協議すること。
③　林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させないこと。なお、やむを得ずこれらの箇所に架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めること。

６　集材路及び土場の計画及び施工

（1）林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設
①　資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流入又は地割れの有無等を十分に確認すること。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画すること。
②　立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線の組み合わせを検討すること。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を帰す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材等を検討すること。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。
※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例
・　地山傾斜35°以上の箇所
・　火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
③　集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにすること。
④　集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせること。

⑤ ヘアピンカーブ等を設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置すること。
⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が渓流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は渓流から距離をおいて配置すること。また、土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとし、やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置すること。
⑦ 集材路については、沢を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置すること。谷地形や破砕　帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施すること。
⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討すること。このとき、集材路の作設に当たっては、森林管理署長等と協議等を行うこと。

（2）周辺環境への配慮
① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等の対策を講じること。
② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、必要に応じて集材路の線形及び作業の時期の変更等について森林管理署長等と協議すること。
③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう検討すること。

（3）路面の保護と排水の処理
集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要であることから、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うこと。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置すること。
このほか、以下の点に留意すること。
① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置すること。
② 横断溝等やカーブを利用して分散排水すること。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水すること。
③ 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧すること。
④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所で集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにすること。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止すること。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去すること。
⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水すること。
⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水すること。
⑦ 丸太を利用した開きょ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮すること。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うこと。
⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとること。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けること。

（4）切土・盛土
集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。
締固めの効果は、
- 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工すること。
また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにすること。やむを

得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5mを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が１ｍでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うこと。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30 ㎝程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工すること。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね１割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、１割2分より緩い勾配とすること。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにすること。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、４（３）に留意して横断溝等を設置すること。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うこと。

7 事業実行上の対策

（1）伐採・造材・集運材における事業実行上の配慮

① 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じること。

② 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では極力通行を避けること。なお、このような状況下で通行しなければならない場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止すること。

③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施すること。

④ 搬出に当たっては、作業現場の周辺地域に配慮し地域住民からの苦情等が発生することのないよう努めること。

8 事業実施後の整理

（1）枝条及び残材の整理

① 枝条及び残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努めること。

② 枝条及び残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意すること。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図ること。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じること。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避けること。

エ 枝条等が出水時に渓流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないよう、沢に近い場所、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。

（2）集材路及び土場の整理

① 集材路及び土場は、植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処

置を行うこと。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めること。
② 立木の伐採・搬出に使用した資材、油脂等の確実な整理及び撤去を行うこと。
③ 全ての作業が終了し、作業現場を引き上げる際に、伐採現場における枝条及び残材等の整理の状況を森林管理署長等に報告し、必要により適切な措置を行うこと。

9 木材運搬時のトラック走行については、重量制限を遵守するとともに雨天時等路面に損傷を与えることが予想される場合には、トラック配車の調整や損傷防止策（鉄板・敷砂利等）を講じること。
なお、これを怠り著しい損傷が発生した場合には、修復等原状回復させる場合がある。

10 下流域に汚濁等の発生が予想される場合、買受人は事前に予防対策を講じるとともに、汚濁等が発生した場合は速やかに除去等改善策及び再発防止策を講じ、併せて下流域関係者への説明等の措置を講ずること。

11 林野火災防止対策について

（1）買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。
⑥ 買受人は、上記①～⑤の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

12 その他
① 集材路・土場の作設に当たっては、森林法その他関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行うこと。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続きを行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続きの対象となり得ることに留意すること。
② 買受人は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むこと。
③ 上記5～8については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき定めたものであり、事業実行の際には同指針を遵守すること。

特約事項（林産物販売）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところである。

ＡＳＦは、ＡＳＦウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と、と殺が義務付けられている。

このことから、買受者は下記の内容について順守すること。

記

１．平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

２．感染の疑いが生じた場合の対応

ＡＳＦ対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第 14 条により対応する。

森林管理署長

（住所）
（氏名又は名称）

立木販売事業着手届

令和　　年　　月　　日付けで契約した立木販売物件において、下記のとおり着手しますので提出します。

記

物件名	
事業実施者	（住所） （氏名又は名称）
伐採方法	皆伐　　間伐
搬出方法	車輌系　　架線系
着手年月日	令和　　年　　月　　日
終了予定日	令和　　年　　月　　日

備考

１：搬出箇所を精査のうえ、着手する一週間前までに提出してください。

２：提出いただいた立木販売事業着手届は、関係労働基準監督署へ写しを提出しますので、ご　承知おきください。

監督職員	年　月　日	令和　　年　　月　　日	記	
経　由	官職氏名		事	

令和　　年　　月　　日

大隅森林管理署長　殿

買受人

立木販売物件における事業計画の提出について

令和　　年　　月　　日付けで契約した　　国有林　　林小班について、下記のとおり事業計画を提出しますので承認していただきますようお願いいたします。

記

１．物件名

２．実施事業者　　（買受者との関係：　　）

３．伐採方法　　皆伐　間伐

４．搬出方法　　車輌系　　架線系

５．着手予定日　　令和　　年　　月　　日

６．保安林に係る対応状況（いつ頃対応予定か　等）

７．事業計画表　別紙のとおり

８．搬出路計画図　別紙のとおり

９．伐採及び搬出に係るチェックリスト　別紙のとおり

監督職員	年　月　日	令和　　年　　月　　日	記	
経　由	官職氏名		事	

事業計画表

物件名：

令和　　年度

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

令和　　年度

林小班	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

令和　　年度

林小班	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

令和　　年度

林小班	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
地域住民への対応												
保安林協議												
搬出路作成												
伐採～搬出作業												

別紙４

伐採及び集材等に係るチェックリスト

年　　月　　日

契　約　者：

事業実施者：

物　件　名：

チェック項目	確認
（1）伐採の方法及び区域の確認 ① 伐採する区域の事前確認を行う。 ② 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。森林管理署長等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	□
（2）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ① 集材路・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ② 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。 ③ 土場の作設では法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。 ④ 集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑤ 集材路の線形は、地形追従とする。 ⑥ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦ 集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑨ 集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の０次谷や破砕帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑩ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林管理署長等と協議を行う。	□
（3）周辺環境への配置 ① 集材路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ② やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。	□

チェック項目	確認
（４）生物多様性と景観への配慮 ① 希少な野生生物の生息等を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業時期の変更等を実施する。 ② 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。	□
（５）路面の保護と排水の処理 ① 路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ② 横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③ 安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④ 渓流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤ 洗い越し施工では、横断箇所で路面より低い通水面を設ける。 ⑥ 曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑦ 開きょ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。	□
（６）切土・盛土 ① 集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ③ 切土高は 1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。 ④ 切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は６分、岩石の場合は３分が標準の目安）。 ⑤ 盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑥ 盛土のり面勾配は概ね１割、やむを得ず盛土高が２ｍを超える場合は１割２分より緩くすることを目安とする。 ⑦ 地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。	□
（７）作業実行上の配慮 ① 集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨時により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。	□

チェック項目	確認
（８）事業実施後の整理 ① 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。 ② 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。 ③ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。 ④ 枝条等が出水時に渓流に流れ出たりしないよう、渓流沿い等に積み上げない。渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ⑤ 集材路・土場は、横断溝等の排水処置を行う。 ⑥ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ⑦ 伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	□

入　　札　　書

売払番号　第　　号　（番号に誤りはありませんか。）

	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
一金										也

（金額に誤りはありませんか。金額は円位まで記載してください。）

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した額となること並びに入札者注意書、国有林野事業林産物売買契約約款を承諾のうえ

上記金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
大隅森林管理署長　殿

住　所

氏　名　　印

代理人　　印

（法人の場合は代表者印を押して下さい。）

令和　　年　　月　　日

委　　任　　状

分任契約担当官
　大隅森林管理署長　殿

委任者

印

私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

記

1　代理人
　所属

　氏名

代理人
使用印

2　委任事項
　下記物件の入札に関する一切の件
　(1) 入札年月日　　令和　　年　　月　　日
　(2) 入 札 場 所　　大隅森林管理署　2階　入札室
　(3) 事　業　名　　国有林野産物(立木)公売(第　　回　　月期)

令和8年度　立木販売物件一覧表

大隅森林管理署

売払番号	国有林名 林小班	伐採種	林齢	面積(ha)	樹種	種別	一般材 本数	一般材 材積(m3)	低質材 本数	低質材 材積(m3)	計 本数	計 材積(m3)	摘要
401	通山	皆伐	70	4.44	ヒノキ	生立木	138	66.01	168	33.89	306	99.90	公売　分収造林　垂水森林事務所部内　TEL=0994－32－0154
	101は												◎ 搬出期間　36ヶ月　◎分収割合　官3:民7
													◎ 調査方法:毎木調査(精密)　◎ 調査者:指定調査機関
													◎ 特約事項
													・ 林内(101は)に混生木(他広 847本,400.81㎡)があり、別途買い受けになります。
													・ 当該箇所(101は)は、保安林のため、土場・搬出路・架線の開設にあたり別途保安林許可申請(作業許可)が必要となります。
	23㎥/ha	合計		4.44			138	66.01	168	33.89	306	99.90	・ トラック運材 8t車　・公売回数 3回目
402	光石	皆伐	66	0.91	スギ	生立木	287	187.78	196	98.73	483	286.51	公売　分収造林　垂水森林事務所部内　TEL=0994－32－0154
	108ほ												◎ 搬出期間　36ヶ月　◎分収割合　官2:民8
													◎ 調査方法:毎木調査(樹高曲線)(精密)　◎ 調査者:指定調査機関
													◎ 特約事項
													・ 林内(108ほ)に混生木(他広196本, 65.03㎡)があり、別途買い受けになります。
													・ 当該箇所(108ほ)は、保安林のため、土場・搬出路・架線の開設にあたり別途保安林許可申請(作業許可)が必要となります。
	315㎥/ha	合計		0.91			287	187.78	196	98.73	483	286.51	・ トラック運材 8t車　・公売回数 3回目
403	高野	皆伐	62	4.29	スギ	生立木	1,164	611.27	223	51.40	1,387	662.67	公売　分収造林　高山森林事務所部内　TEL=0994－65－2167
	52く				ヒノキ	生立木	1,479	674.49	1,948	437.22	3,427	1,111.71	◎ 搬出期間　36ヶ月　◎分収割合　官3:民7
													◎ 調査方法:毎木調査(樹高曲線)(精密)　◎調査者:指定調査機関
													◎ 特約事項
													・ 林内(52く)に混生木(他広329本,133.42㎡)があり、別途買い受けになります。
													・ 当該箇所(52く)は、保安林のため、土場・搬出路・架線の開設にあたり別途保安林許可申請(作業許可)が必要となります。
	414㎥/ha	合計		4.29			2,643	1,285.76	2,171	488.62	4,814	1,774.38	・ トラック運材 10t車　・公売回数 4回目
404	西豊後	皆伐	55	5.01	スギ	生立木	1,411	1679.00	79	66.38	1,490	1,745.38	公売　分収造林　志布志森林事務所部内　TEL=0994－72－0316
	2152る				ヒノキ	生立木	849	354.05	1,006	286.99	1,855	641.04	◎ 搬出期間　36ヶ月　◎分収割合　官3:民7
													◎ 調査方法:毎木調査(樹高曲線)(精密)　◎調査者:指定調査機関
													◎ 特約事項
													・ 林内(2152る)に混生木(他広310本,136.74㎡)があり、別途買い受けになります。
	476㎥/ha	合計		5.01			2,260	2,033.05	1,085	353.37	3,345	2,386.42	・ トラック運材 6t車　・公売回数 初回

売払番号	国有林名 林小班	伐採種	林齢	面積(ha)	樹種	種別	一般材 本数	一般材 材積(m3)	低質材 本数	低質材 材積(m3)	計 本数	計 材積(m3)	摘要
405	霧岳(泰野)	皆伐	52	5.43	スギ	生立木	467	288.28	27	5.09	494	293.37	公売　分収造林　志布志森林事務所部内 TEL=0994－72－0316
	2103ま				ヒノキ	生立木	48	15.81	592	78.42	640	94.23	◎ 搬出期間　36ヶ月　◎分収割合 官3:民7
													◎ 調査方法:毎木調査(精密)、標準地調査 ◎調査者:指定調査機関
													◎ 特約事項
													・ 林内(2103ま)に混生木(他広2464本,512.83㎥)があり、別途買い受けになります。
	71㎥/ha	合計		5.43			515	304.09	619	83.51	1,134	387.60	・ トラック運材 8t車　・公売回数 3回目
406	霧岳(泰野)	皆伐	52	1.61	スギ	生立木	36	31.92	10	10.52	46	42.44	公売　分収造林　志布志森林事務所部内 TEL=0994－72－0316
	2103あ				ヒノキ	生立木	467	225.34	500	94.68	967	320.02	◎ 搬出期間　36ヶ月　◎分収割合 官3:民7
													◎ 調査方法:毎木調査(樹高曲線)(精密)　◎調査者:指定調査機関
													◎ 特約事項
													・ 林内(2103あ)に混生木(他広188本87.26㎥)があり、別途買い受けになります。
	225㎥/ha	合計		1.61			503	257.26	510	105.20	1,013	362.46	・ トラック運材 8t車　・公売回数 3回目
407	落平	皆伐	79	2.50	スギ	生立木	1,749	1,324.16	91	22.21	1,840	1,346.37	公売　分収造林　高山森林事務所部内 TEL=0994－65－2167
	56り												◎ 搬出期間　36ヶ月　◎分収割合 官3:民7
	539㎥/ha	小計					1,749	1,324.16	91	22.21	1,840	1,346.37	◎ 調査方法:毎木調査(樹高曲線)　◎調査者:指定調査機関
	落平	皆伐	79	4.95	スギ	生立木	4,236	3,424.30	151	73.18	4,387	3,497.48	◎ 特約事項
	57は				ヒノキ	生立木	19	10.32	15	3.98	34	14.30	・ 林内(56り)に混生木(他広 375本,196.01㎥)・(57は)に混生木(他広 393本,203.29㎥)があり、別途買い受けになります。
	709㎥/ha	小計					4,255	3,434.62	166	77.16	4,421	3,511.78	・ 当該箇所(56り・57は)は、保安林のため、土場・搬出路・架線の開設にあたり別途保安林許可申請(作業許可)が必要となります。
	652㎥/ha	合計		7.45			6,004	4,758.78	257	99.37	6,261	4,858.15	・ トラック運材 10t車　・公売回数 3回目
408	荒西	皆伐	64	1.33	スギ	生立木	291	251.52	81	62.96	372	314.48	公売　分収造林　大根占森林事務所部内 TEL=0994－22－0072
	3026い												◎ 搬出期間　36ヶ月　◎分収割合 官3:民7
	236㎥/ha						291	251.52	81	62.96	372	314.48	◎ 調査方法:毎木調査(樹高曲線)(精密)　◎調査者:指定調査機関
	荒西	皆伐	64	0.57	スギ	生立木	96	122.53	69	67.45	165	189.98	・ 林内(3026い)に混生木(他広 509本,269.52㎥)・(3026は)に混生木(他広 155本,96.81㎥)があり、別途買い受けになります。
	3026は												・ トラック運材 8t車　・公売回数 2回目
	333㎥/ha						96	122.53	69	67.45	165	189.98	
	266㎥/ha	合計		1.90			387	374.05	150	130.41	537	504.46	

売払番号	国有林名 林小班	伐採種	林齢	面積(ha)	樹種	種別	一般材 本数	一般材 材積(m3)	低質材 本数	低質材 材積(m3)	計 本数	計 材積(m3)	摘要
409	落平	皆伐	69	4.10	スギ	生立木	1,720	1,605.68	656	245.25	2,376	1,850.93	公売　国有林　高山森林事務所部内 TEL=0994－65－2167
	61ほ												◎ 搬出期間　36ヶ月
													◎ 調査方法:標準地調査　◎調査者:指定調査機関
													◎ 特約事項
													・ 当該箇所(61ほ)は、保安林のため、土場・搬出路・架線の開設にあたり別途保安林許可申請(作業許可)が必要となります。
	451㎥/ha	合計		4.10			1,720	1,605.68	656	245.25	2,376	1,850.93	・ トラック運材 8t車　・公売回数 初回
410	国見平	皆伐	77	2.11	スギ	生立木	625	476.24	288	221.58	913	697.82	公売　国有林　内之浦森林事務所部内 TEL=0994－67－2536
	1004よ				広葉樹Ⅱ	生立木			581	226.59	581	226.59	◎ 搬出期間　36ヶ月
	438㎥/ha						625	476.24	869	448.17	1,494	924.41	◎ 調査方法:標準地調査　◎調査者:指定調査機関
	国見平	皆伐	77	2.09	スギ	生立木	567	500.36	315	167.62	882	667.98	◎ 特約事項
	1004よ				広葉樹Ⅱ	生立木			231	54.54	231	54.54	・ 当該箇所(1004よ)は、保安林のため、土場・搬出路・架線の開設にあたり別途保安林許可申請(作業許可)が必要となります。
	346㎥/ha						567	500.36	546	222.16	1,113	722.52	・ トラック運材 8t車　・公売回数 初回
	392㎥/ha	合計		4.20			1,192	976.60	1,415	670.33	2,607	1,646.93	

現地案内日程表

期日	時間	集合場所	対象物件番号及び林小班	
10月7日(水)	9:00	大根占森林事務所 (担当:大根占森林事務所　地域統括森林官)	408号	3026い・は
	13:30	ふれあいパーク内之浦(公園) (担当:内之浦森林事務所　首席森林官)	410号	1004よ
10月8日(木)	9:00	高山森林事務所 (担当:高山森林事務所　森林官)	403号	52く
			407号	56り、57は
			409号	61ほ
10月9日(金)	9:00	県道71号線垂桜入口三叉路 (担当:垂水森林事務所　森林官)	401号	101は
			402号	108ほ
	13:00	志布志市役所　松山支所 (担当:志布志森林事務所　首席森林官)	404号	2152る
			405号	2103ま
			406号	2103あ

・各物件の詳細や集合場所等についてご質問がある方、上記日程で都合の悪い方は該当する森林事務所か、下記へお問い合わせ下さい。

担当:業務グループ(経営)
TEL:0994-42-5217

公売箇所位置図（401号物件）

鹿児島県　垂水市　中俣

通山国有林　101は林小班　（分収造林）

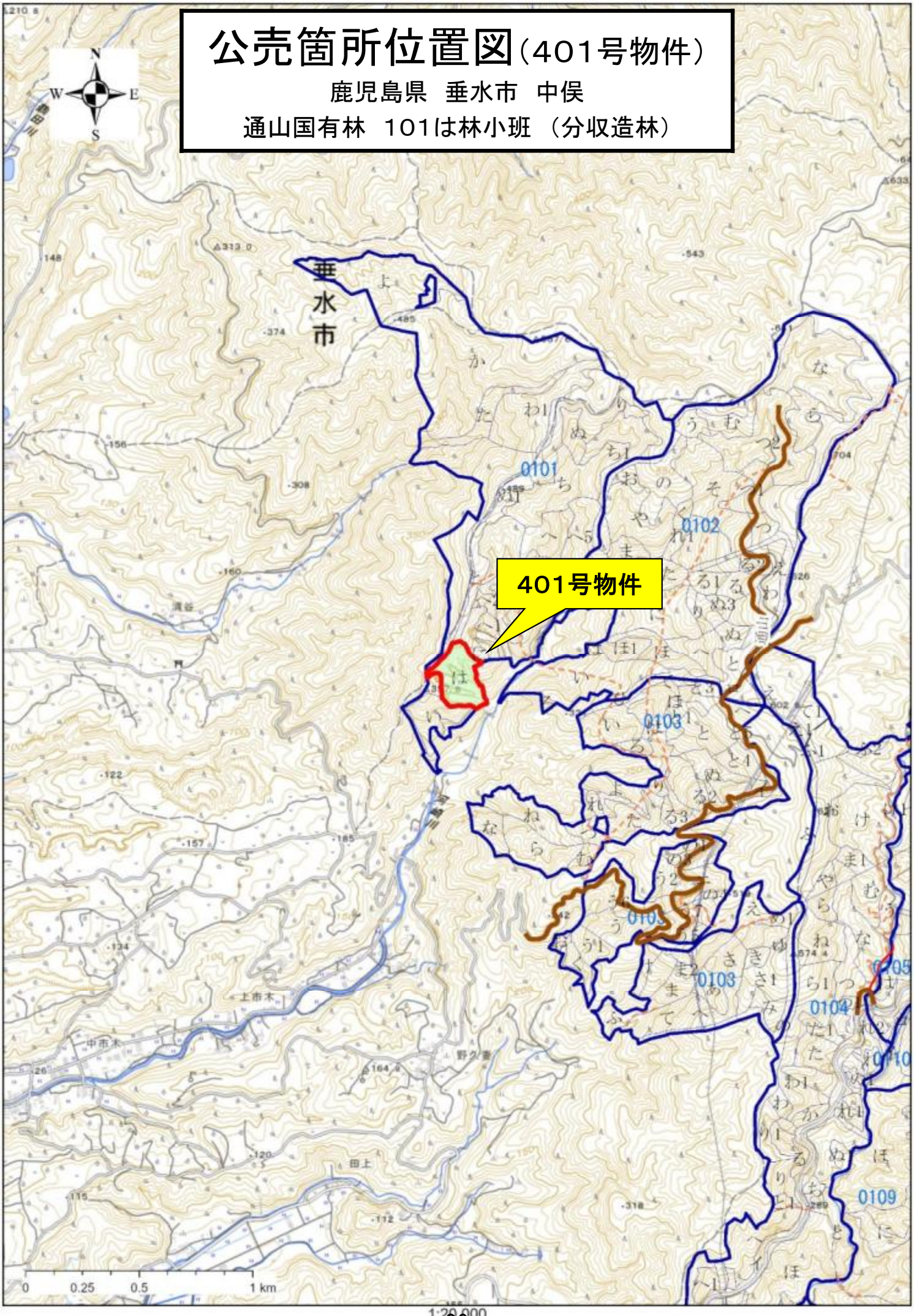

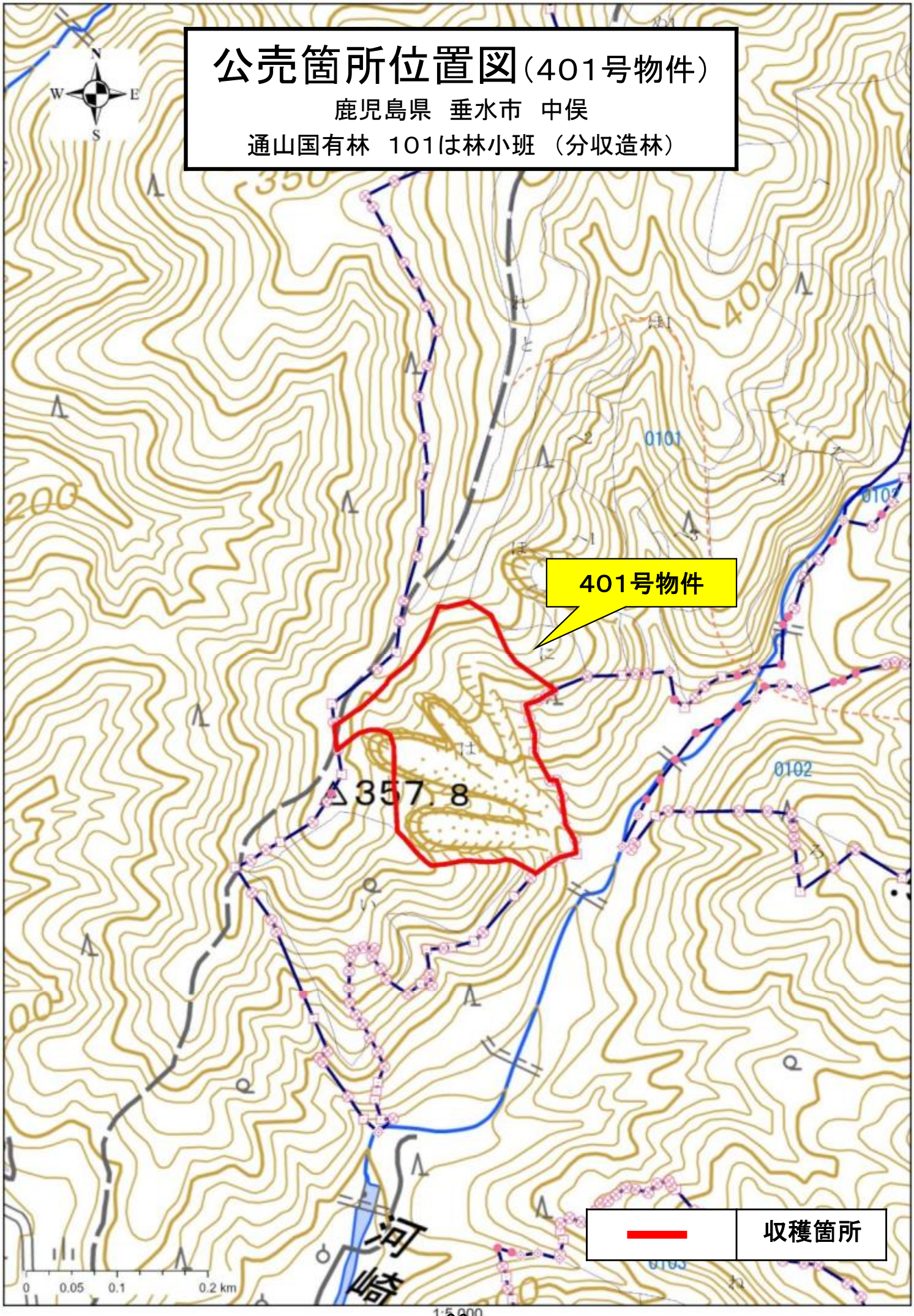
公売箇所位置図（401号物件）
鹿児島県　垂水市　中俣
通山国有林　101は林小班　（分収造林）
N
W
E
S
401号物件
△357.8
0101
0102
0102
0103
河崎
収穫箇所
0
0.05
0.1
0.2 km
1:5,000

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　313　　森林事務所　：　垂水森林事務所　　国有林名　：　通山
林班　：　101　　小班　：　は　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	高齢級	20	14	1	0.22	0.220	無
					22	13	1	0.25	0.250	無
					22	14	5	1.35	0.270	無
					24	12	5	1.30	0.260	無
					24	13	3	0.87	0.290	無
					24	14	10	3.10	0.310	無
					24	18	3	1.20	0.400	無
					26	11	3	0.84	0.280	無
					26	12	4	1.20	0.300	無
					26	13	8	2.64	0.330	無
					26	14	5	1.80	0.360	無
					26	15	2	0.76	0.380	無
					26	16	3	1.23	0.410	無
					26	18	2	0.94	0.470	無
					26	20	1	0.52	0.520	無
					26	24	1	0.63	0.630	無
					28	13	3	1.14	0.380	無
					28	14	5	2.05	0.410	無
					28	15	10	4.40	0.440	無
					28	16	3	1.41	0.470	無
					28	18	1	0.53	0.530	無
					28	20	1	0.60	0.600	無
					30	13	1	0.43	0.430	無
					30	14	7	3.22	0.460	無
					30	15	4	2.00	0.500	無
					30	16	2	1.06	0.530	無
					30	18	4	2.40	0.600	無
					30	24	1	0.82	0.820	無
					32	13	1	0.48	0.480	無
					32	14	4	2.08	0.520	無
					32	15	3	1.68	0.560	無
					32	16	3	1.80	0.600	無
					32	19	1	0.72	0.720	無
					32	22	1	0.84	0.840	無
					34	14	1	0.58	0.580	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　313　　森林事務所　：　垂水森林事務所　　国有林名　：　通山
林班　：　101　　小班　：　は　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	高齢級	34	15	5	3.10	0.620	無
					34	16	3	1.98	0.660	無
					34	17	1	0.71	0.710	無
					34	18	1	0.75	0.750	無
					34	20	1	0.84	0.840	無
					36	14	2	1.28	0.640	無
					36	15	2	1.38	0.690	無
					36	16	2	1.48	0.740	無
					36	22	1	1.03	1.030	無
					38	15	1	0.76	0.760	無
					38	18	1	0.92	0.920	無
					40	15	1	0.83	0.830	無
					40	16	3	2.67	0.890	無
					44	18	1	1.19	1.190	無
				品質計			138	66.01		
			態様計		28	15	138	66.01		
		生被計					138	66.01		
	材種計						138	66.01		
	低質材	生立木	生立木		12	10	3	0.18	0.060	無
					12	12	2	0.14	0.070	無
					12	13	1	0.08	0.080	無
					12	14	1	0.08	0.080	無
					14	10	5	0.40	0.080	無
					14	11	1	0.09	0.090	無
					14	12	9	0.90	0.100	無
					14	13	2	0.20	0.100	無
					16	8	2	0.16	0.080	無
					16	10	5	0.50	0.100	無
					16	12	14	1.68	0.120	無
					16	13	2	0.26	0.130	無
					16	14	1	0.15	0.150	無
					18	10	4	0.52	0.130	無
					18	11	6	0.84	0.140	無
					18	12	7	1.12	0.160	無
					18	13	5	0.85	0.170	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　313　　森林事務所　：　垂水森林事務所　　国有林名　：　通山
林班　：　101　　小班　：　は　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	低質材	生立木	生立木		18	14	3	0.54	0.180	無
					18	15	1	0.20	0.200	無
					18	18	1	0.24	0.240	無
					20	8	1	0.12	0.120	無
					20	10	3	0.48	0.160	無
					20	11	1	0.17	0.170	無
					20	12	5	0.95	0.190	無
					20	13	11	2.31	0.210	無
					20	14	7	1.54	0.220	無
					22	8	1	0.15	0.150	無
					22	10	3	0.57	0.190	無
					22	11	1	0.21	0.210	無
					22	12	7	1.61	0.230	無
					22	13	4	1.00	0.250	無
					22	14	2	0.54	0.270	無
					24	8	1	0.17	0.170	無
					24	11	5	1.20	0.240	無
					24	12	9	2.34	0.260	無
					24	13	4	1.16	0.290	無
					24	14	5	1.55	0.310	無
					24	15	3	0.99	0.330	無
					26	12	6	1.80	0.300	無
					26	13	2	0.66	0.330	無
					26	14	2	0.72	0.360	無
					26	15	3	1.14	0.380	無
					28	13	1	0.38	0.380	無
					28	14	1	0.41	0.410	無
					28	15	2	0.88	0.440	無
					28	16	2	0.94	0.470	無
					40	14	1	0.77	0.770	無
				品質計			168	33.89		
			態様計		20	12	168	33.89		
		生被計					168	33.89		
	材種計						168	33.89		
－樹種計－							306	99.90		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　313　　森林事務所　：　垂水森林事務所　　国有林名　：　通山
林班　：　101　　小班　：　は　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
－N　計－							306	99.90		
－合　計－							306	99.90		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

公売箇所位置図（402号物件）

鹿児島県　垂水市　市木

光石国有林　108ほ林小班　（分収造林）

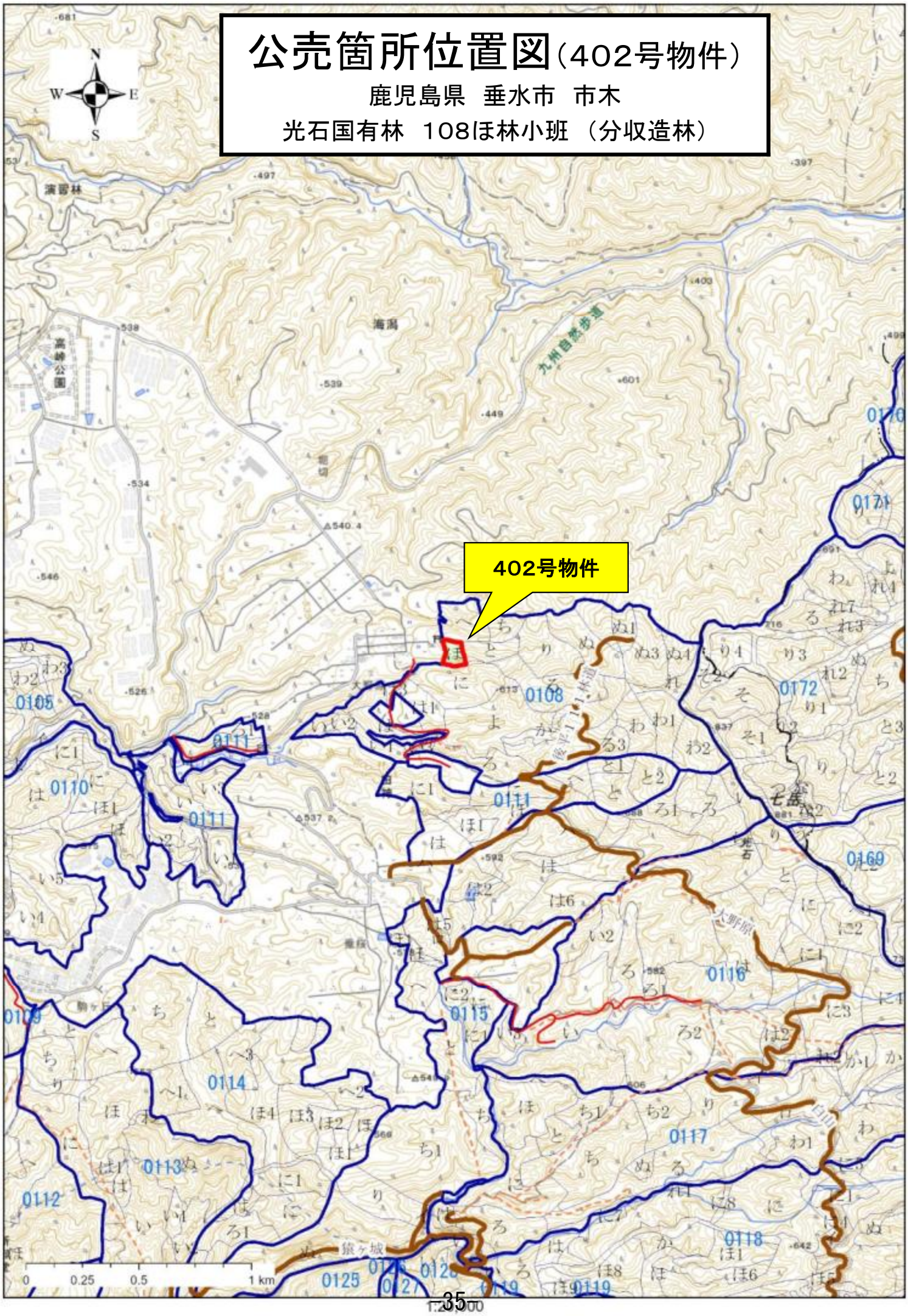

公売箇所位置図（402号物件）

鹿児島県　垂水市　市木

光石国有林　108ほ林小班　（分収造林）

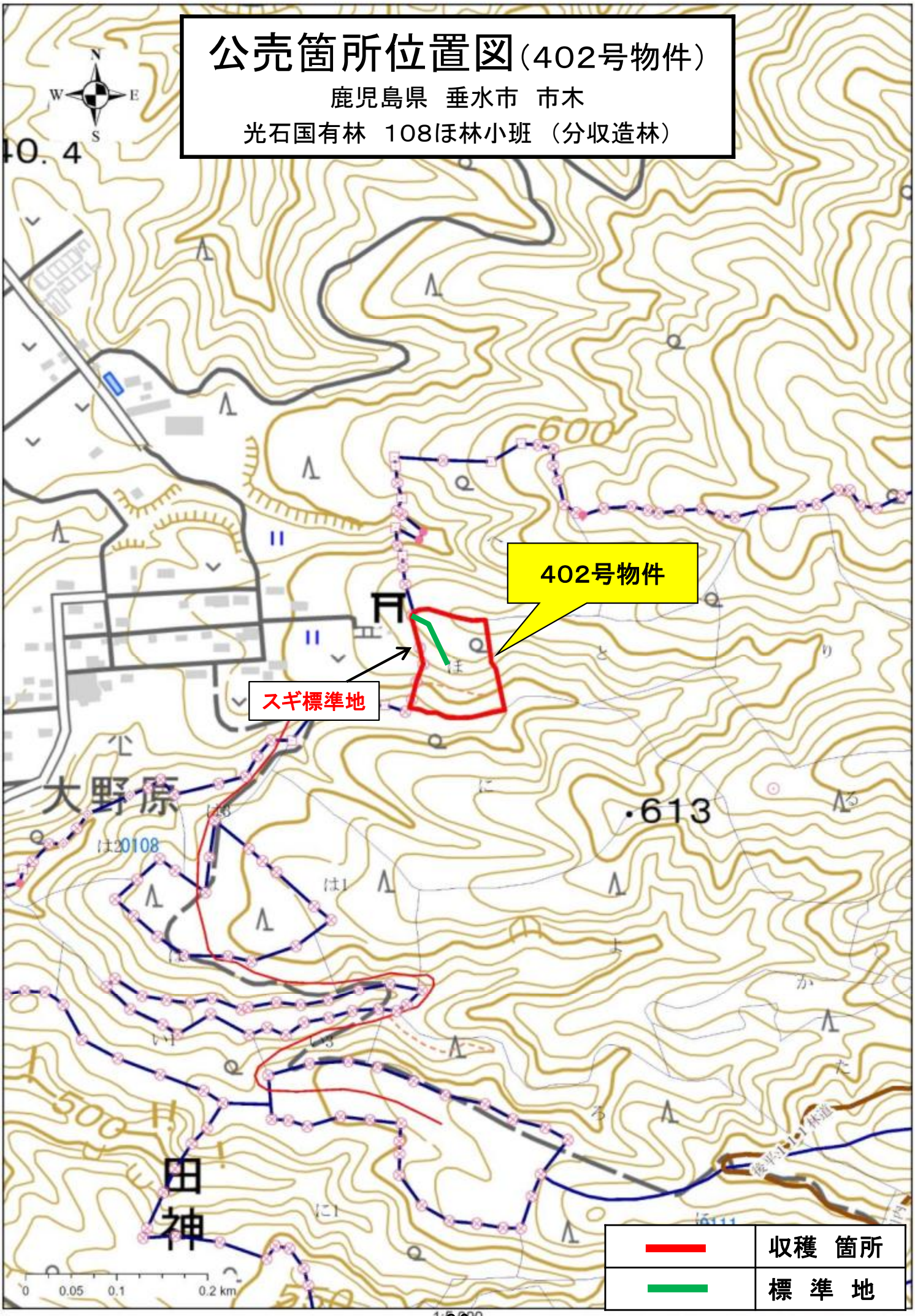

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　258　　森林事務所　：　垂水森林事務所　　国有林名　：　光石
林班　：　108　　小班　：　ほ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	16	14	3	0.45	0.150	無
					18	15	10	1.90	0.190	無
					20	16	10	2.50	0.250	無
					22	17	17	5.44	0.320	無
					24	17	35	12.95	0.370	無
					26	17	41	17.63	0.430	無
					28	18	28	14.56	0.520	無
					30	18	29	17.11	0.590	無
					32	18	22	14.52	0.660	無
					34	19	20	15.40	0.770	無
					36	19	17	14.45	0.850	無
					38	19	15	13.95	0.930	無
					40	20	9	9.63	1.070	無
					42	20	7	8.12	1.160	無
					44	20	9	11.25	1.250	無
					46	21	4	5.64	1.410	無
					48	21	3	4.53	1.510	無
					50	21	1	1.62	1.620	無
					52	22	1	1.81	1.810	無
					56	23	2	4.28	2.140	無
					58	24	2	4.74	2.370	無
					60	24	1	2.51	2.510	無
					64	24	1	2.79	2.790	無
				品質計			287	187.78		
			態様計		30	18	287	187.78		
		生被計					287	187.78		
	材種計						287	187.78		
	低質材	生立木	生立木		12	12	1	0.07	0.070	無
					14	13	4	0.44	0.110	無
					16	14	8	1.20	0.150	無
					18	15	9	1.71	0.190	無
					20	16	6	1.50	0.250	無
					22	17	17	5.44	0.320	無
					24	17	38	14.06	0.370	無
					26	17	29	12.47	0.430	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　258　　森林事務所　：　垂水森林事務所　　国有林名　：　光石
林班　：　108　　小班　：　ほ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	低質材	生立木	生立木		28	18	25	13.00	0.520	無
					30	18	17	10.03	0.590	無
					32	18	14	9.24	0.660	無
					34	19	5	3.85	0.770	無
					36	19	5	4.25	0.850	無
					38	19	5	4.65	0.930	無
					40	20	5	5.35	1.070	無
					42	20	3	3.48	1.160	無
					44	20	1	1.25	1.250	無
					46	21	3	4.23	1.410	無
					60	24	1	2.51	2.510	無
				品質計			196	98.73		
			態様計		26	17	196	98.73		
		生被計					196	98.73		
	材種計						196	98.73		
－樹種計－							483	286.51		
－N　計－							483	286.51		
－合　計－							483	286.51		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

公売箇所位置図（403号物件）

鹿児島県　肝属郡　肝付町　後田

高野国有林　52く林小班　（分収造林）

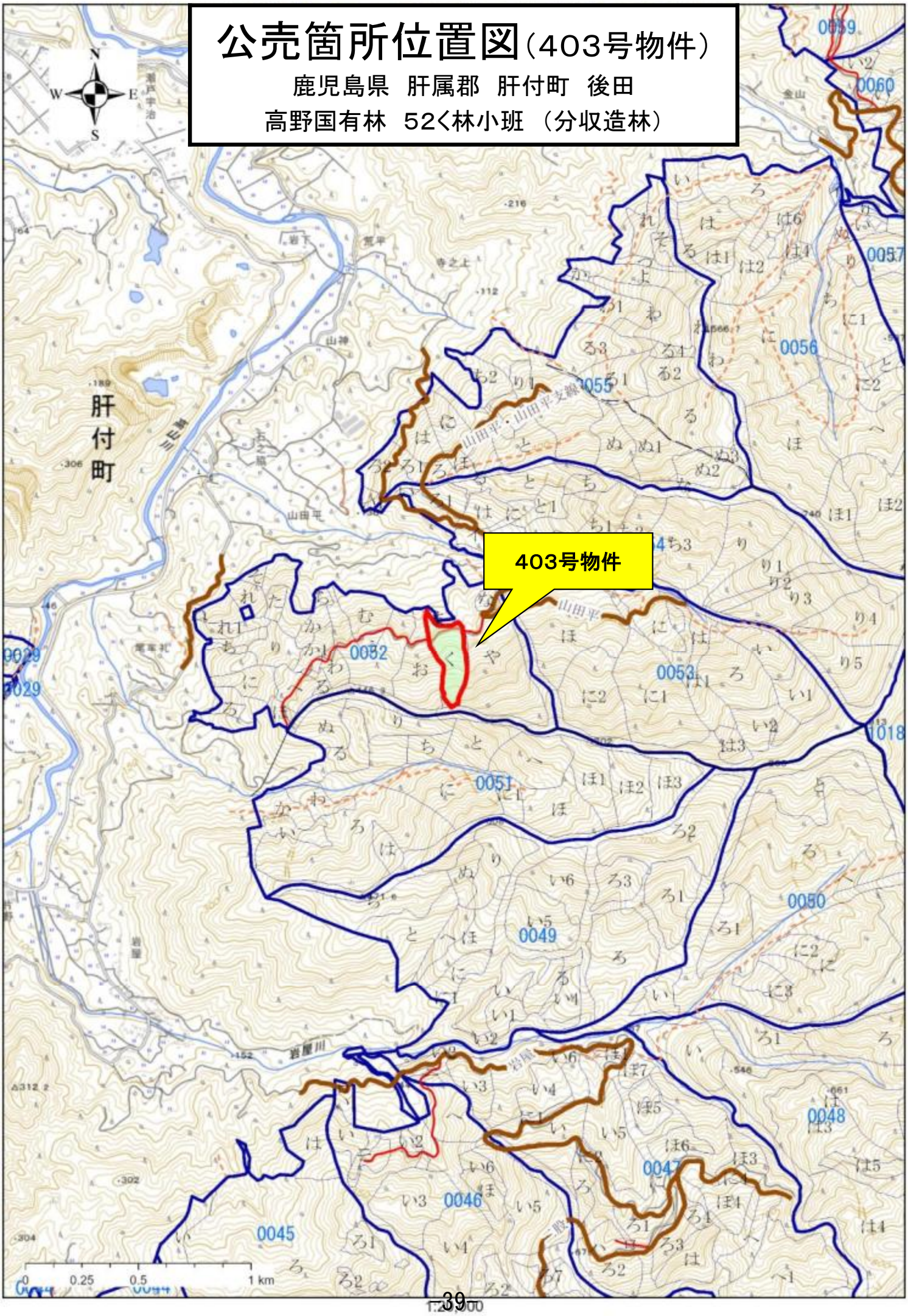

公売箇所位置図（403号物件）

鹿児島県　肝属郡　肝付町　後田

高野国有林　52く林小班　（分収造林）

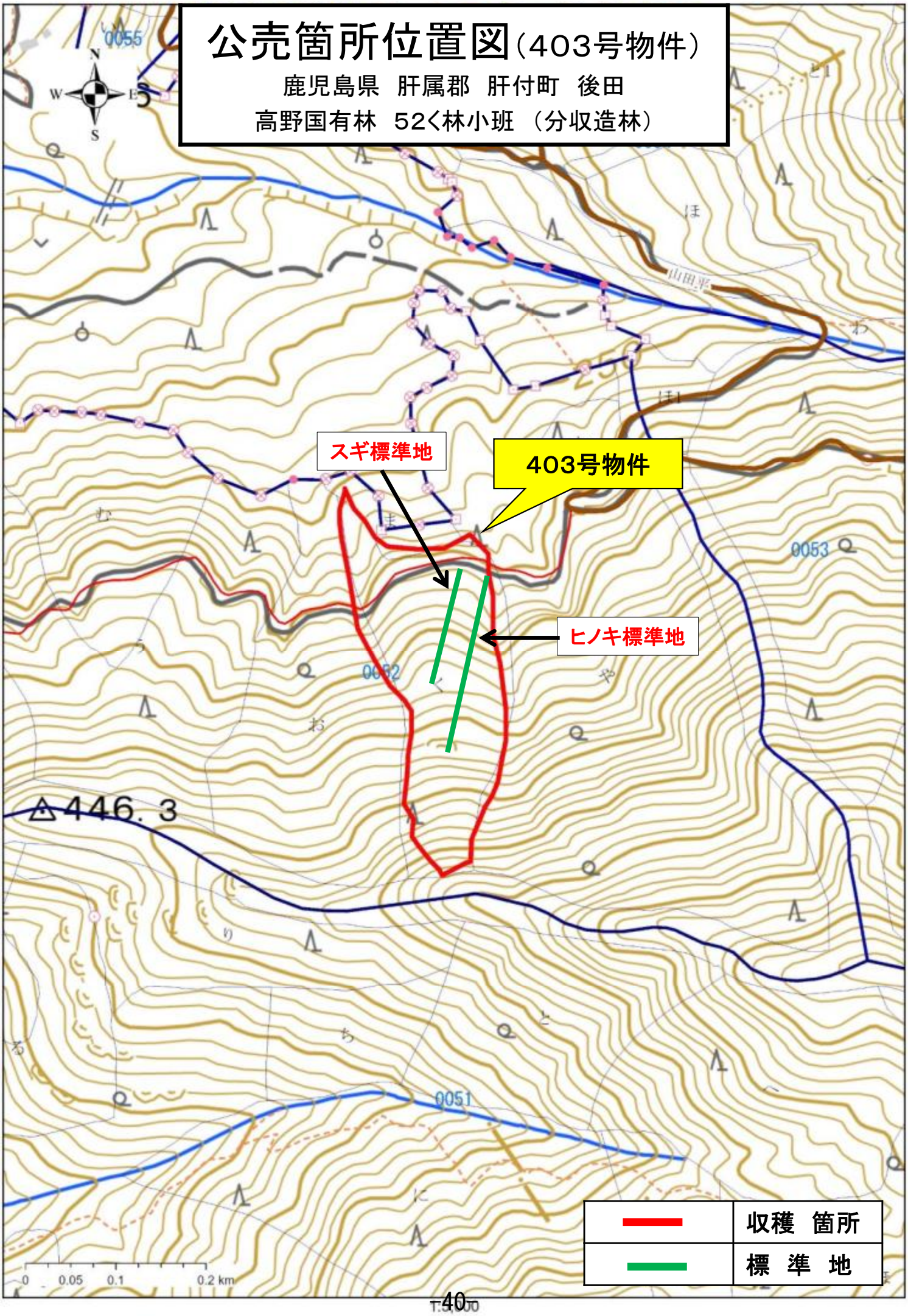

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　05 －　111　　森林事務所　：　高山森林事務所　　国有林名　：　高野
林班　：　52　　小班　：　く　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	16	14	42	6.30	0.150	無
					18	15	109	20.71	0.190	無
					20	17	155	41.85	0.270	無
					22	18	146	49.64	0.340	無
					24	18	152	59.28	0.390	無
					26	19	121	58.08	0.480	無
					28	19	90	49.50	0.550	無
					30	20	81	53.46	0.660	無
					32	20	66	48.84	0.740	無
					34	21	62	52.70	0.850	無
					36	22	37	36.26	0.980	無
					38	22	30	32.40	1.080	無
					40	23	20	24.40	1.220	無
					42	23	8	10.64	1.330	無
					44	23	17	24.31	1.430	無
					46	23	6	9.24	1.540	無
					48	23	5	8.30	1.660	無
					50	24	3	5.55	1.850	無
					52	24	1	1.97	1.970	無
					54	24	1	2.10	2.100	無
					58	24	1	2.37	2.370	無
					60	24	3	7.53	2.510	無
					68	25	1	3.21	3.210	無
				品質計			1,157	608.64		
				間・根	22	18	2	0.68	0.340	無
					24	18	5	1.95	0.390	無
				品質計			7	2.63		
			態様計		26	19	1,164	611.27		
		生被計					1,164	611.27		
	材種計						1,164	611.27		
	低質材	生立木	生立木		10	11	3	0.15	0.050	無
					12	13	14	1.12	0.080	無
					14	13	48	5.28	0.110	無
					16	14	57	8.55	0.150	無
					18	15	52	9.88	0.190	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　05－　111　　森林事務所　：　高山森林事務所　　国有林名　：　高野
林班　：　52　　小班　：　く　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	低質材	生立木	生立木		20	17	5	1.35	0.270	無
					22	18	6	2.04	0.340	無
					24	18	7	2.73	0.390	無
					26	19	14	6.72	0.480	無
					28	19	2	1.10	0.550	無
					30	20	6	3.96	0.660	無
					32	20	3	2.22	0.740	無
					34	21	2	1.70	0.850	無
					38	22	2	2.16	1.080	無
					40	23	2	2.44	1.220	無
				品質計			223	51.40		
			態様計		18	15	223	51.40		
		生被計					223	51.40		
	材種計						223	51.40		
－樹種計－							1,387	662.67		
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	高齢級	22	17	279	92.07	0.330	無
					24	17	377	143.26	0.380	無
					26	18	269	126.43	0.470	無
					28	18	181	95.93	0.530	無
					30	18	102	61.20	0.600	無
					32	18	61	41.48	0.680	無
					34	19	34	27.20	0.800	無
					36	19	23	20.24	0.880	無
					38	19	8	7.76	0.970	無
					40	19	2	2.14	1.070	無
					42	19	2	2.32	1.160	無
					44	20	1	1.34	1.340	無
				品質計			1,339	621.37		
				間・根	22	17	61	20.13	0.330	無
					24	17	46	17.48	0.380	無
					26	18	33	15.51	0.470	無
				品質計			140	53.12		
			態様計		24	18	1,479	674.49		
		生被計					1,479	674.49		
	材種計						1,479	674.49		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　05－　111　　森林事務所　：　高山森林事務所　　国有林名　：　高野
林班　：　52　　小班　：　く　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	低質材	生立木	生立木		10	10	16	0.64	0.040	無
					12	12	103	7.21	0.070	無
					14	14	248	27.28	0.110	無
					16	15	379	60.64	0.160	無
					18	16	458	96.18	0.210	無
					20	16	396	102.96	0.260	無
					22	17	147	48.51	0.330	無
					24	17	102	38.76	0.380	無
					26	18	40	18.80	0.470	無
					28	18	31	16.43	0.530	無
					30	18	12	7.20	0.600	無
					32	18	5	3.40	0.680	無
					34	19	7	5.60	0.800	無
					36	19	3	2.64	0.880	無
					38	19	1	0.97	0.970	無
				品質計			1,948	437.22		
			態様計		18	16	1,948	437.22		
		生被計					1,948	437.22		
	材種計						1,948	437.22		
－樹種計－							3,427	1,111.71		
－N　計－							4,814	1,774.38		
－合　計－							4,814	1,774.38		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

公売箇所位置図（404号物件）

鹿児島県　志布志市　志布志町　内之倉

西豊後国有林　2152る林小班　（分収造林）

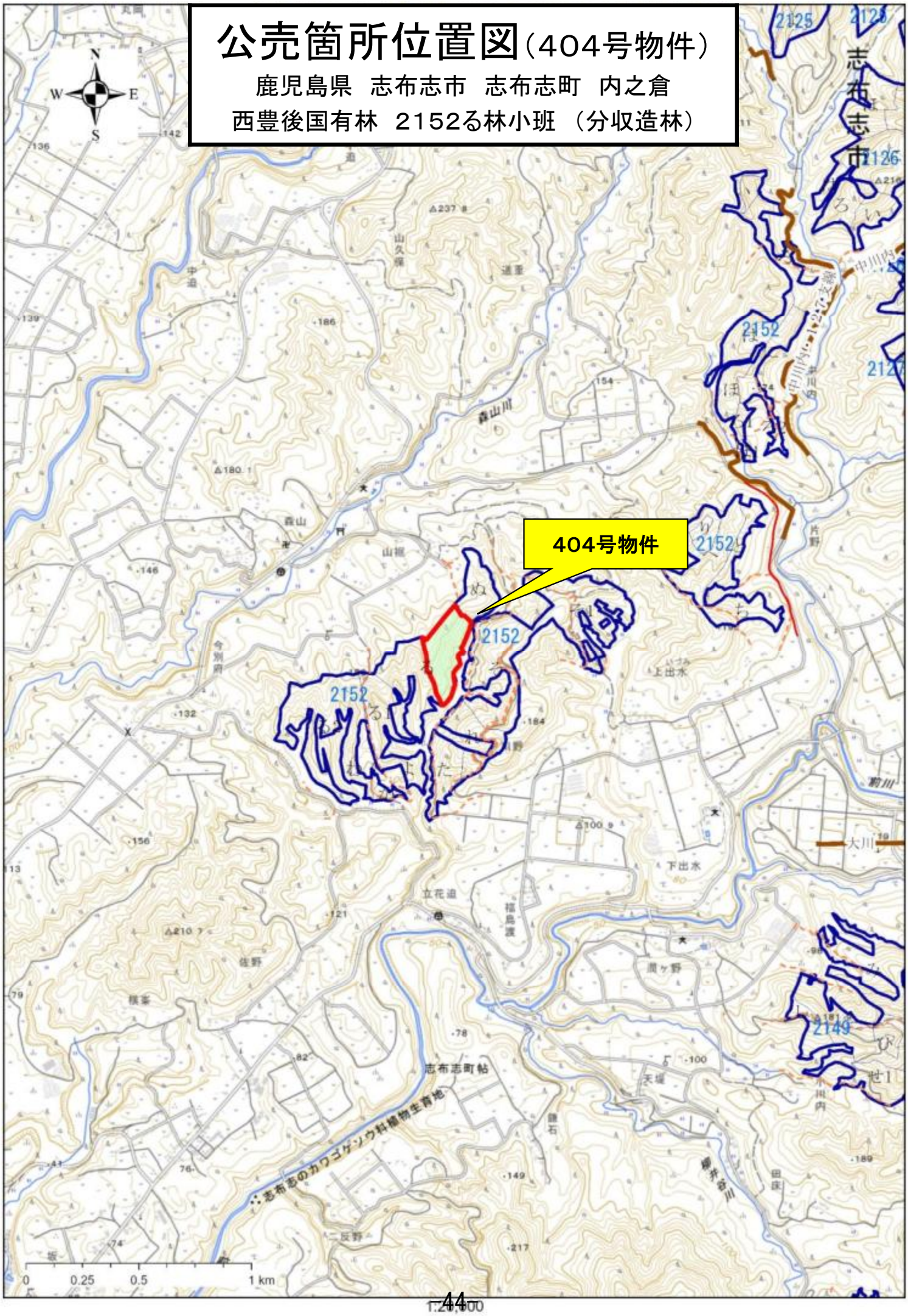

公売箇所位置図（404号物件）

鹿児島県　志布志市　志布志町　内之倉

西豊後国有林　2152る林小班　（分収造林）

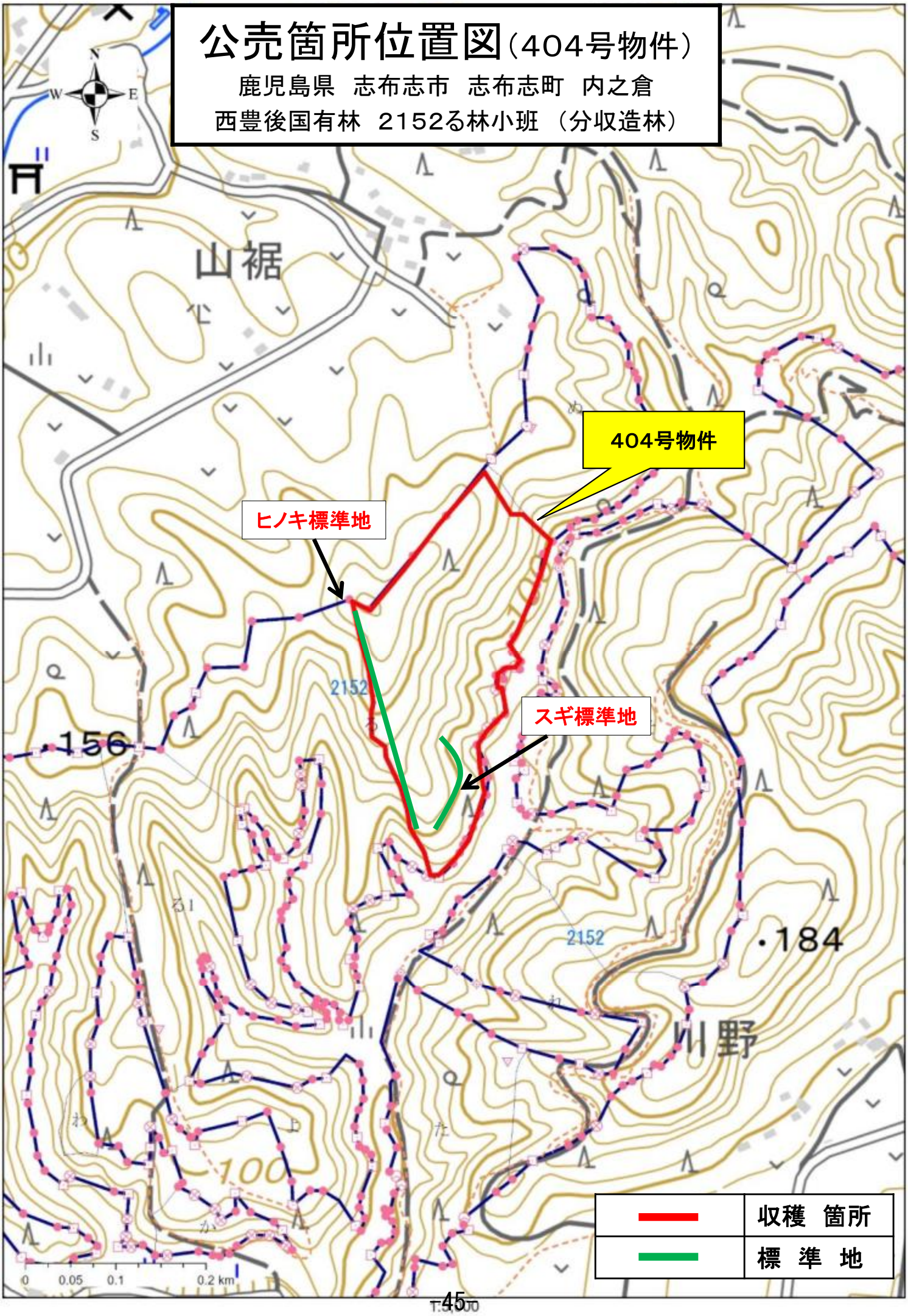

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07 －　　51　　森林事務所　：　志布志森林事務所　　国有林名　：　西豊後
林班　　：　2152　　小班　　：　る　　伐区　　：

樹　種　名	材　種 区　分	生被別	態　様 区　分	品　質 区　分	胸　高 直　径	樹　高	本　数	幹材積	平　均 単木材積	控　除 有　無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	16	17	4	0.72	0.180	無
					18	18	10	2.30	0.230	無
					20	19	20	6.00	0.300	無
					22	20	22	8.14	0.370	無
					24	21	52	23.92	0.460	無
					26	22	108	60.48	0.560	無
					28	23	77	51.59	0.670	無
					30	23	119	90.44	0.760	無
					32	24	124	109.12	0.880	無
					34	24	147	142.59	0.970	無
					36	24	118	126.26	1.070	無
					38	25	90	109.80	1.220	無
					40	25	108	143.64	1.330	無
					42	26	65	97.50	1.500	無
					44	26	68	110.16	1.620	無
					46	26	68	118.32	1.740	無
					48	26	42	78.54	1.870	無
					50	26	42	84.00	2.000	無
					52	26	34	72.76	2.140	無
					54	26	33	75.24	2.280	無
					56	26	28	67.76	2.420	無
					58	27	10	26.60	2.660	無
					60	27	4	11.28	2.820	無
					62	27	5	14.85	2.970	無
					64	27	4	12.52	3.130	無
					66	27	3	9.90	3.300	無
					68	28	3	10.77	3.590	無
					74	29	1	4.28	4.280	無
					76	29	1	4.48	4.480	無
					80	30	1	5.04	5.040	無
				品質計			1,411	1,679.00		
			態様計		38	24	1,411	1,679.00		
		生被計					1,411	1,679.00		
	材種計						1,411	1,679.00		
	低質材	生立木	生立木		18	18	1	0.23	0.230	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07－　　51　　森林事務所　：　志布志森林事務所　　国有林名　：　西豊後
林班　　：　2152　　小班　　：　る　　伐区　　：

樹　種　名	材　種 区　分	生被別	態　様 区　分	品　質 区　分	胸　高 直　径	樹　高	本　数	幹材積	平　均 単木材積	控　除 有　無
スギ	低質材	生立木	生立木		20	19	4	1.20	0.300	無
					22	20	3	1.11	0.370	無
					24	21	8	3.68	0.460	無
					26	22	17	9.52	0.560	無
					28	23	8	5.36	0.670	無
					30	23	8	6.08	0.760	無
					32	24	5	4.40	0.880	無
					34	24	8	7.76	0.970	無
					36	24	5	5.35	1.070	無
					38	25	1	1.22	1.220	無
					40	25	2	2.66	1.330	無
					44	26	6	9.72	1.620	無
					46	26	1	1.74	1.740	無
					48	26	1	1.87	1.870	無
					76	29	1	4.48	4.480	無
				品質計			79	66.38		
			態様計		30	23	79	66.38		
		生被計					79	66.38		
	材種計						79	66.38		
－樹種計－							1,490	1,745.38		
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	高齢級	22	15	181	52.49	0.290	無
					24	16	191	68.76	0.360	無
					26	16	182	74.62	0.410	無
					28	17	116	58.00	0.500	無
					30	17	64	36.48	0.570	無
					32	17	22	14.08	0.640	無
					34	17	21	14.91	0.710	無
					36	17	9	7.02	0.780	無
					38	17	7	6.02	0.860	無
					40	18	1	1.01	1.010	無
					42	18	1	1.10	1.100	無
					44	18	1	1.19	1.190	無
				品質計			796	335.68		
				間・根	22	15	18	5.22	0.290	無
					24	16	24	8.64	0.360	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07 －　　51　　森林事務所　：　志布志森林事務所　　国有林名　：　西豊後
林班　　：　2152　　小班　　：　る　　伐区　　：

樹　種　名	材　種 区　分	生被別	態　様 区　分	品　質 区　分	胸　高 直　径	樹　高	本　数	幹材積	平　均 単木材積	控　除 有　無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	間・根	26	16	11	4.51	0.410	無
				品質計			53	18.37		
			態様計		24	16	849	354.05		
		生被計					849	354.05		
	材種計						849	354.05		
	低質材	生立木	生立木		10	10	2	0.08	0.040	無
					12	11	3	0.21	0.070	無
					14	12	48	4.80	0.100	無
					16	13	160	20.80	0.130	無
					18	14	165	29.70	0.180	無
					20	15	201	48.24	0.240	無
					22	15	97	28.13	0.290	無
					24	16	107	38.52	0.360	無
					26	16	87	35.67	0.410	無
					28	17	61	30.50	0.500	無
					30	17	34	19.38	0.570	無
					32	17	15	9.60	0.640	無
					34	17	7	4.97	0.710	無
					36	17	8	6.24	0.780	無
					38	17	7	6.02	0.860	無
					40	18	3	3.03	1.010	無
					42	18	1	1.10	1.100	無
				品質計			1,006	286.99		
			態様計		20	15	1,006	286.99		
		生被計					1,006	286.99		
	材種計						1,006	286.99		
－樹種計－							1,855	641.04		
－N　計－							3,345	2,386.42		
－合　計－							3,345	2,386.42		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

公売箇所位置図（405号物件）

鹿児島県　志布志市　松山町　秦野

霧岳国有林　2103ま林小班　（分収造林）

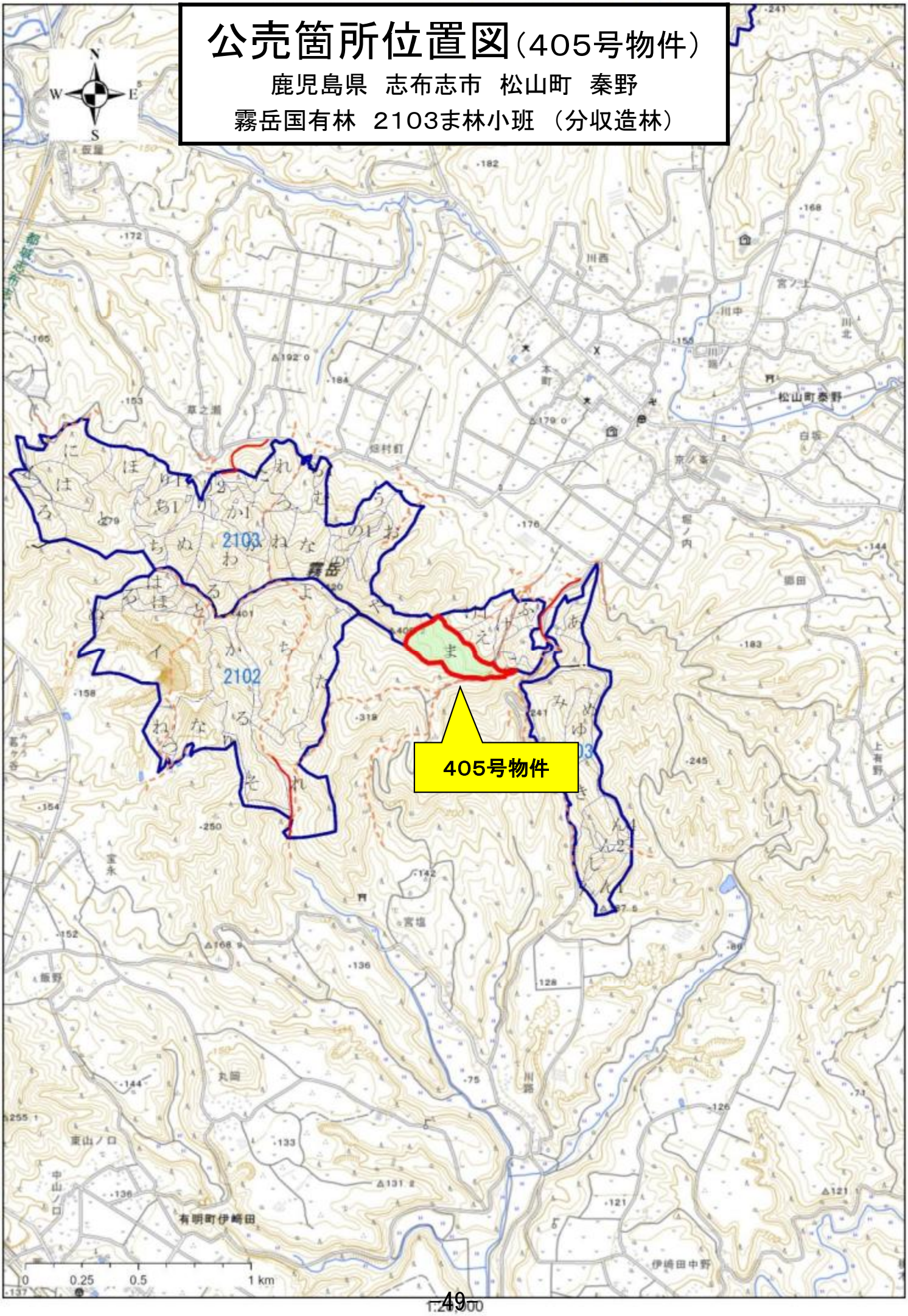

公売箇所位置図（405号物件）

鹿児島県　志布志市　松山町　秦野

霧岳国有林　2103ま林小班　（分収造林）

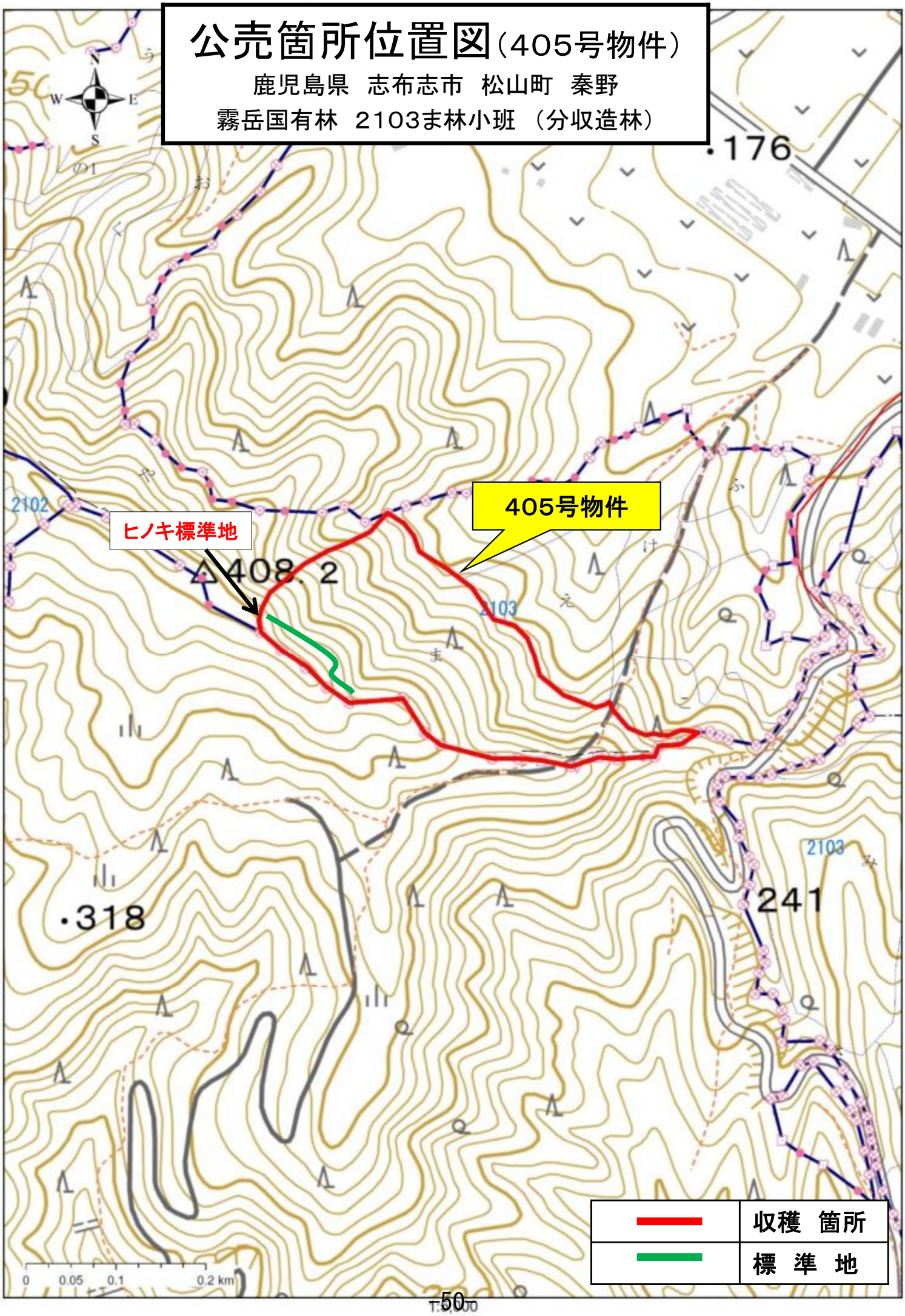

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　202　　森林事務所　：　志布志森林事務所　　国有林名　：　霧岳（泰野）
林班　：　2103　　小班　：　ま　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	壮齢級	22	14	16	4.31	0.269	無
					24	16	32	11.50	0.359	無
				品質計			48	15.81		
			態様計		22	15	48	15.81		
		生被計					48	15.81		
	材種計						48	15.81		
	低質材	生立木	生立木		12	10	48	2.88	0.060	無
					14	11	160	14.37	0.090	無
					16	12	144	17.25	0.120	無
					18	12	128	20.44	0.160	無
					20	13	112	23.48	0.210	無
				品質計			592	78.42		
			態様計		16	12	592	78.42		
		生被計					592	78.42		
	材種計						592	78.42		
－樹種計－							640	94.23		
－N　計－							640	94.23		
－合　計－							640	94.23		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　203　　森林事務所　：　志布志森林事務所　　国有林名　：　霧岳（泰野）
林班　：　2103　　小班　：　ま　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	16	10	1	0.10	0.100	無
					16	14	4	0.60	0.150	無
					16	15	8	1.28	0.160	無
					16	16	2	0.34	0.170	無
					16	17	3	0.54	0.180	無
					18	13	4	0.68	0.170	無
					18	14	4	0.72	0.180	無
					18	15	4	0.76	0.190	無
					18	16	4	0.84	0.210	無
					18	17	1	0.22	0.220	無
					20	13	3	0.60	0.200	無
					20	14	3	0.66	0.220	無
					20	15	1	0.23	0.230	無
					20	16	3	0.75	0.250	無
					20	17	1	0.27	0.270	無
					20	18	6	1.68	0.280	無
					20	19	2	0.60	0.300	無
					20	20	8	2.48	0.310	無
					22	14	6	1.56	0.260	無
					22	15	2	0.56	0.280	無
					22	16	1	0.30	0.300	無
					22	17	2	0.64	0.320	無
					22	18	3	1.02	0.340	無
					24	13	1	0.28	0.280	無
					24	14	2	0.60	0.300	無
					24	15	11	3.63	0.330	無
					24	16	2	0.70	0.350	無
					24	17	4	1.48	0.370	無
					24	18	2	0.78	0.390	無
					24	20	1	0.44	0.440	無
					26	14	3	1.05	0.350	無
					26	15	3	1.14	0.380	無
					26	16	3	1.20	0.400	無
					26	17	4	1.72	0.430	無
					26	18	15	6.90	0.460	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　203　　森林事務所　：　志布志森林事務所　　国有林名　：　霧岳（泰野）
林班　：　2103　　小班　：　ま　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	26	19	9	4.32	0.480	無
					26	20	5	2.55	0.510	無
					26	21	2	1.06	0.530	無
					26	23	1	0.59	0.590	無
					28	15	5	2.15	0.430	無
					28	16	10	4.60	0.460	無
					28	17	2	0.98	0.490	無
					28	18	10	5.20	0.520	無
					28	19	26	14.30	0.550	無
					28	20	17	9.86	0.580	無
					28	21	7	4.27	0.610	無
					28	22	3	1.92	0.640	無
					28	23	2	1.34	0.670	無
					30	19	1	0.62	0.620	無
					30	20	3	1.98	0.660	無
					30	21	27	18.63	0.690	無
					30	22	19	13.87	0.730	無
					30	23	3	2.28	0.760	無
					30	25	1	0.83	0.830	無
					32	17	2	1.26	0.630	無
					32	18	12	7.92	0.660	無
					32	19	10	7.00	0.700	無
					32	20	5	3.70	0.740	無
					32	21	17	13.09	0.770	無
					32	22	6	4.86	0.810	無
					32	23	7	5.88	0.840	無
					32	24	1	0.88	0.880	無
					34	17	3	2.07	0.690	無
					34	18	18	13.14	0.730	無
					34	19	10	7.70	0.770	無
					34	20	1	0.81	0.810	無
					34	21	2	1.70	0.850	無
					34	22	25	22.25	0.890	無
					34	23	24	22.32	0.930	無
					34	24	1	0.97	0.970	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　203　　森林事務所　：　志布志森林事務所　　国有林名　：　霧岳（泰野）
林班　：　2103　　小班　：　ま　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	36	21	10	9.40	0.940	無
					36	22	18	17.64	0.980	無
					36	23	9	9.27	1.030	無
					38	25	1	1.22	1.220	無
					40	22	2	2.34	1.170	無
					40	25	2	2.66	1.330	無
					44	24	1	1.50	1.500	無
				品質計			467	288.28		
			態様計		28	19	467	288.28		
		生被計					467	288.28		
	材種計						467	288.28		
	低質材	生立木	生立木		12	11	3	0.21	0.070	無
					12	13	2	0.16	0.080	無
					12	14	1	0.09	0.090	無
					14	12	9	0.90	0.100	無
					16	8	1	0.08	0.080	無
					16	12	1	0.12	0.120	無
					16	14	1	0.15	0.150	無
					18	12	1	0.15	0.150	無
					18	17	1	0.22	0.220	無
					20	13	2	0.40	0.200	無
					20	14	2	0.44	0.220	無
					28	18	1	0.52	0.520	無
					28	20	1	0.58	0.580	無
					36	24	1	1.07	1.070	無
				品質計			27	5.09		
			態様計		16	13	27	5.09		
		生被計					27	5.09		
	材種計						27	5.09		
－樹種計－							494	293.37		
－N　計－							494	293.37		
－合　計－							494	293.37		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

公売箇所位置図（406号物件）

鹿児島県　志布志市　松山町　秦野

霧岳国有林　2103あ林小班　（分収造林）

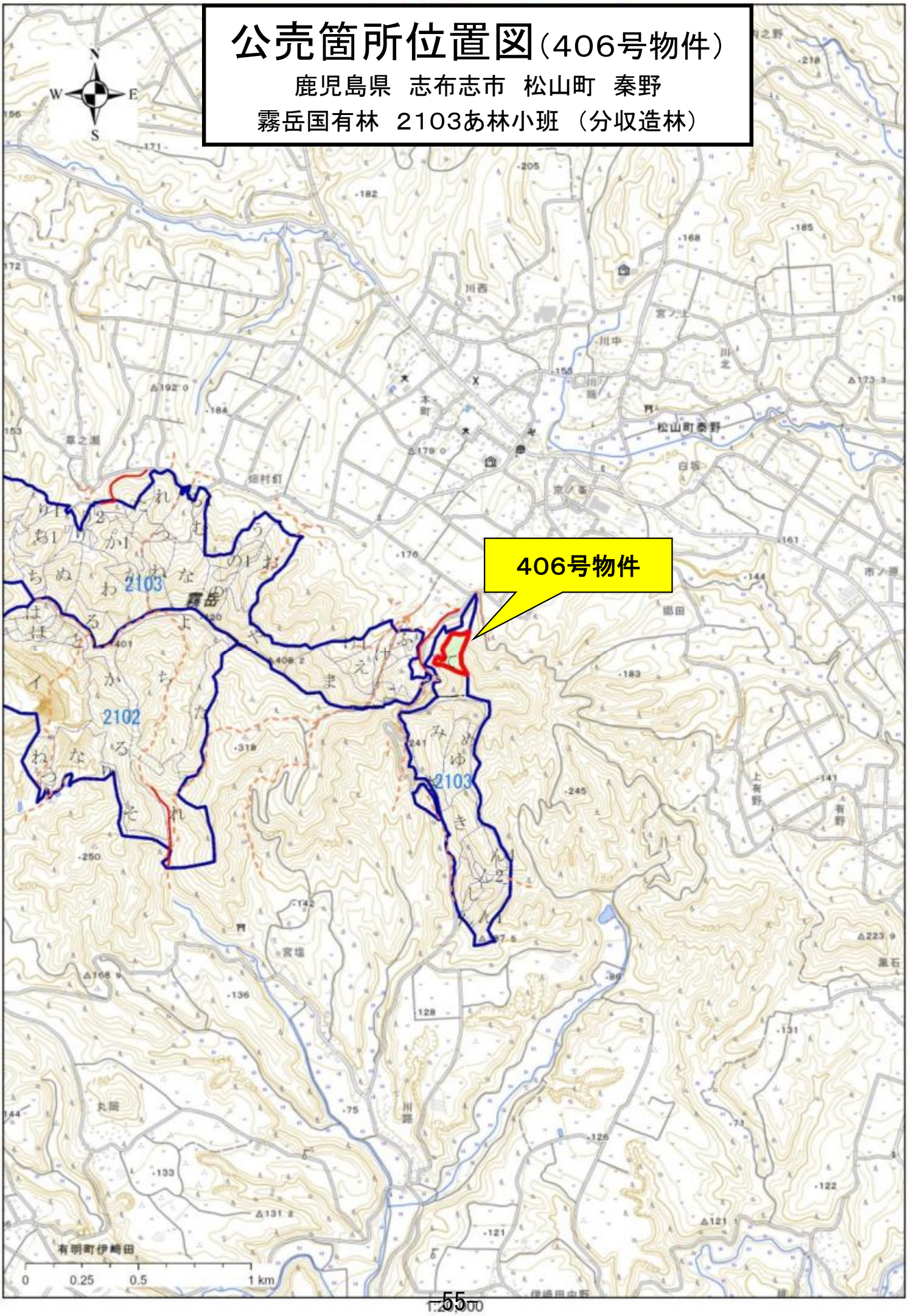

公売箇所位置図（406号物件）

鹿児島県　志布志市　松山町　秦野

霧岳国有林　2103あ林小班　（分収造林）

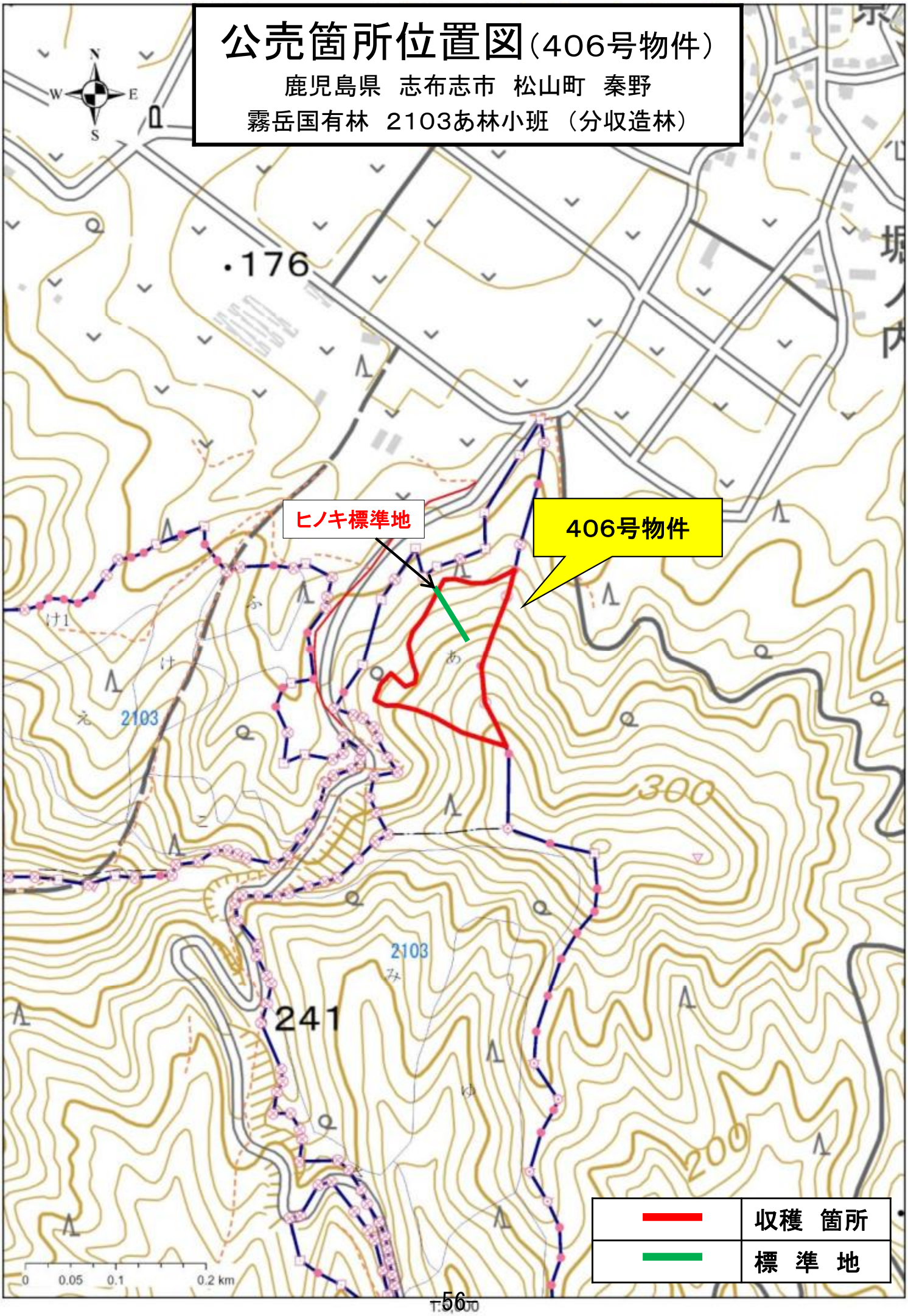

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 06－ 207　　森林事務所 ： 志布志森林事務所　　国有林名 ： 霧岳（泰野）
林班 ： 2103　　小班 ： あ　　伐区 ：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	壮齢級	22	16	121	37.51	0.310	無
					24	17	103	39.14	0.380	無
					26	18	88	41.36	0.470	無
					28	18	42	22.26	0.530	無
					30	19	44	28.16	0.640	無
					32	20	32	24.32	0.760	無
					34	20	16	13.44	0.840	無
					36	20	7	6.51	0.930	無
					38	21	1	1.08	1.080	無
					40	22	3	3.75	1.250	無
					42	22	2	2.72	1.360	無
					44	22	1	1.48	1.480	無
					46	23	1	1.68	1.680	無
				品質計			461	223.41		
				間・根	22	16	5	1.55	0.310	無
					24	17	1	0.38	0.380	無
				品質計			6	1.93		
			態様計		26	18	467	225.34		
		生被計					467	225.34		
	材種計						467	225.34		
	低質材	生立木	生立木		12	11	15	1.05	0.070	無
					14	12	83	8.30	0.100	無
					16	13	117	15.21	0.130	無
					18	14	125	22.50	0.180	無
					20	15	114	27.36	0.240	無
					22	16	21	6.51	0.310	無
					24	17	7	2.66	0.380	無
					26	18	7	3.29	0.470	無
					28	18	6	3.18	0.530	無
					32	20	1	0.76	0.760	無
					34	20	2	1.68	0.840	無
					36	20	1	0.93	0.930	無
					40	22	1	1.25	1.250	無
				品質計			500	94.68		
			態様計		18	14	500	94.68		

＊ 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　207　　森林事務所　：　志布志森林事務所　　国有林名　：　霧岳（泰野）
林班　：　2103　　小班　：　あ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	低質材	生被計					500	94.68		
	材種計						500	94.68		
－樹種計－							967	320.02		
－N　計－							967	320.02		
－合　計－							967	320.02		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　208　　森林事務所　：　志布志森林事務所　　国有林名　：　霧岳（泰野）
林班　：　2103　　小班　：　あ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	22	20	1	0.37	0.370	無
					22	21	1	0.39	0.390	無
					26	18	2	0.92	0.460	無
					26	19	2	0.96	0.480	無
					26	20	4	2.04	0.510	無
					26	21	1	0.53	0.530	無
					28	18	1	0.52	0.520	無
					28	19	1	0.55	0.550	無
					28	20	1	0.58	0.580	無
					28	21	1	0.61	0.610	無
					30	17	1	0.56	0.560	無
					30	20	1	0.66	0.660	無
					30	21	2	1.38	0.690	無
					32	21	1	0.77	0.770	無
					32	22	1	0.81	0.810	無
					34	20	2	1.62	0.810	無
					34	21	2	1.70	0.850	無
					38	22	1	1.08	1.080	無
					40	18	1	0.96	0.960	無
					40	21	1	1.12	1.120	無
					44	21	1	1.31	1.310	無
					44	22	1	1.37	1.370	無
					46	21	1	1.41	1.410	無
					48	22	1	1.59	1.590	無
					48	23	1	1.66	1.660	無
					52	23	1	1.89	1.890	無
					54	23	1	2.02	2.020	無
					62	23	1	2.54	2.540	無
				品質計			36	31.92		
			態様計		34	20	36	31.92		
		生被計					36	31.92		
	材種計						36	31.92		
	低質材	生立木	生立木		20	14	2	0.44	0.220	無
					28	18	1	0.52	0.520	無
					32	19	1	0.70	0.700	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　208　　森林事務所　：　志布志森林事務所　　国有林名　：　霧岳（泰野）
林班　：　2103　　小班　：　あ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	低質材	生立木	生立木		40	19	1	1.01	1.010	無
					44	21	1	1.31	1.310	無
					48	22	3	4.77	1.590	無
					50	23	1	1.77	1.770	無
				品質計			10	10.52		
			態様計		38	19	10	10.52		
		生被計					10	10.52		
	材種計						10	10.52		
－樹種計－							46	42.44		
－N　計－							46	42.44		
－合　計－							46	42.44		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

公売箇所位置図（407号物件）

鹿児島県　肝属郡　肝付町　新富

落平国有林　56り・57は林小班　（分収造林）

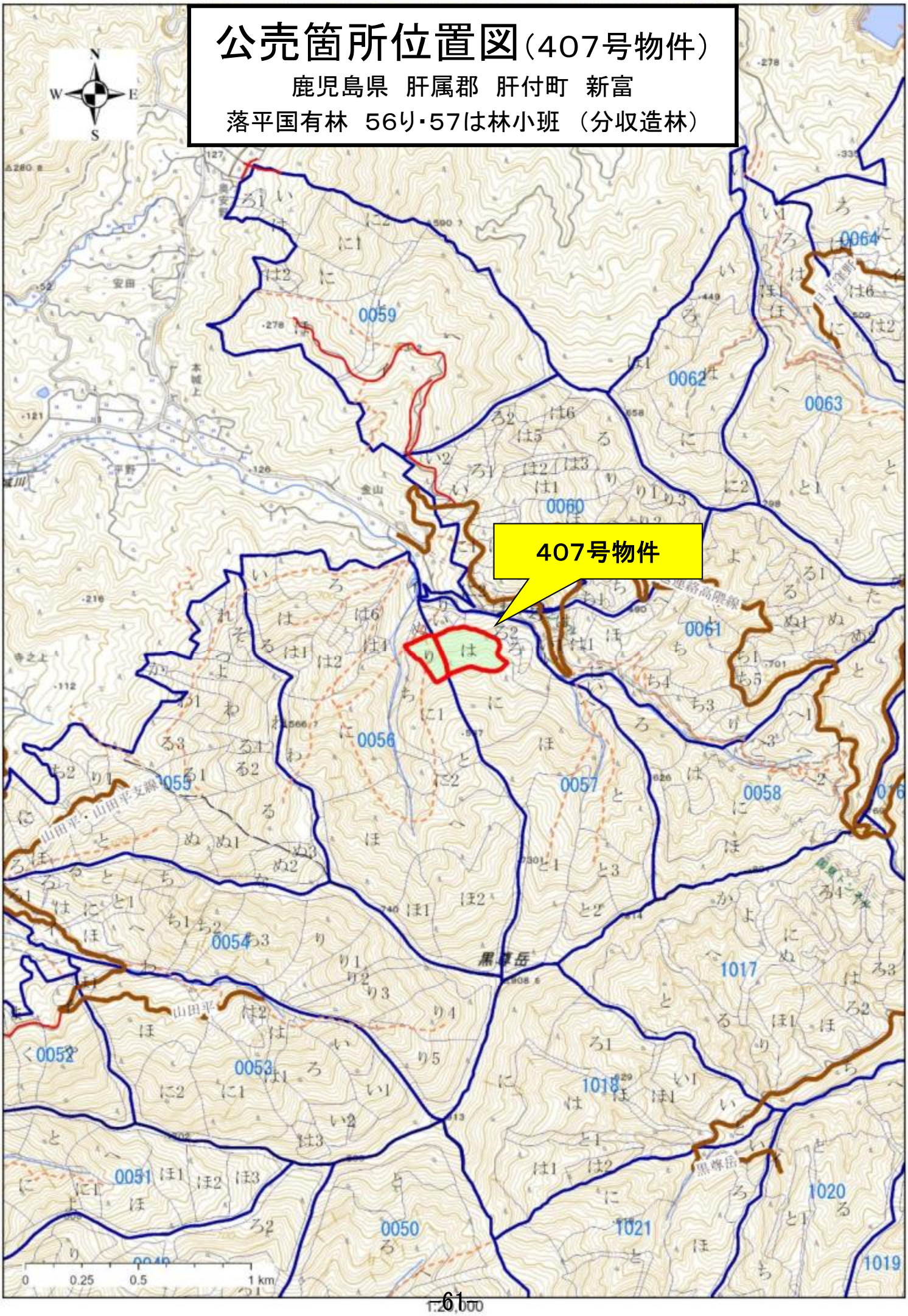

公売箇所位置図（407号物件）

鹿児島県　肝属郡　肝付町　新富

落平国有林　56り・57は林小班　（分収造林）

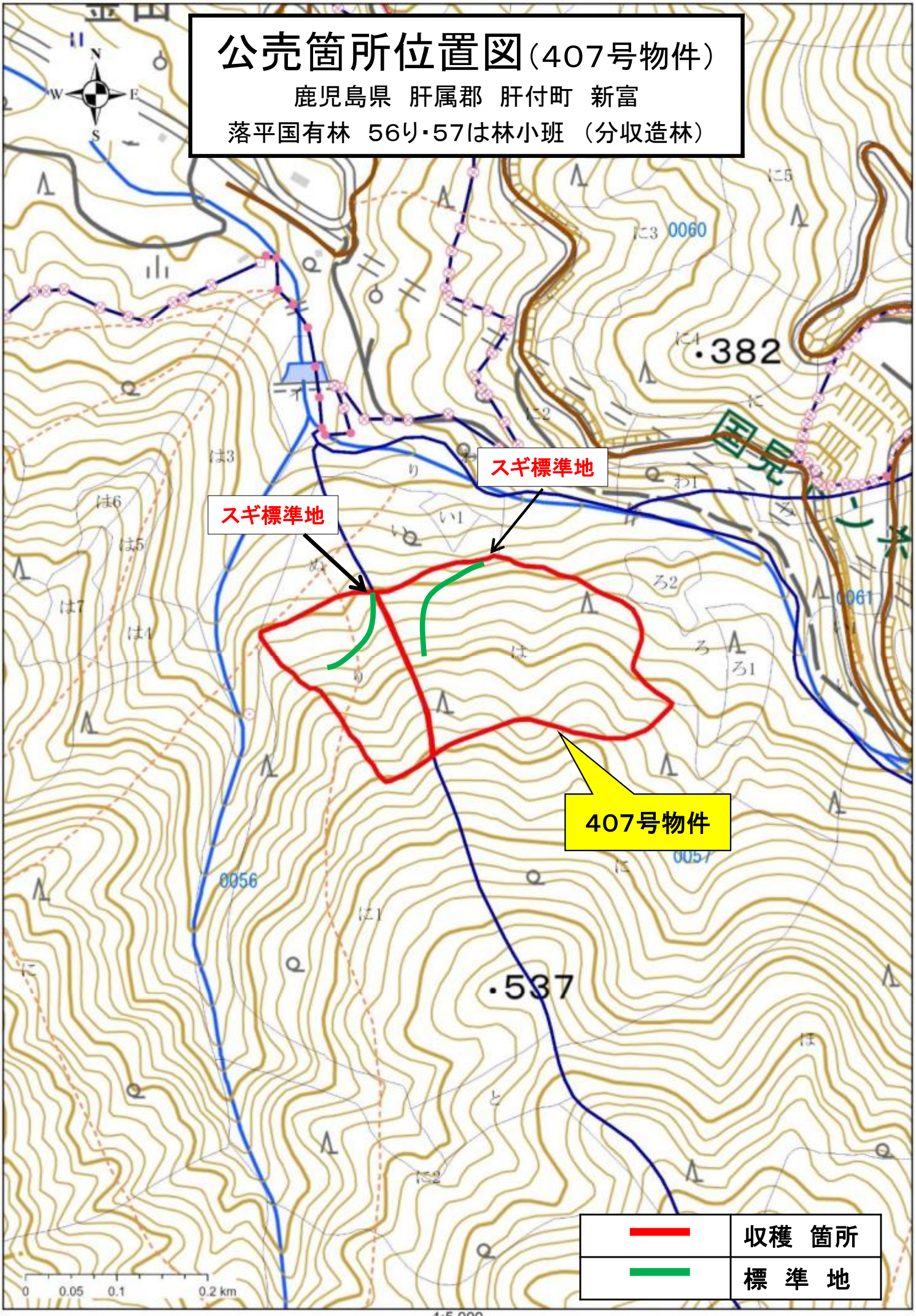

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　309　　森林事務所　：　高山森林事務所　　国有林名　：　落平
林班　：　56　　小班　：　り　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	16	16	85	14.45	0.170	無
					18	17	99	21.78	0.220	無
					20	17	89	24.03	0.270	無
					22	18	151	51.34	0.340	無
					24	19	192	80.64	0.420	無
					26	20	200	102.00	0.510	無
					28	20	164	95.12	0.580	無
					30	21	109	75.21	0.690	無
					32	22	127	102.87	0.810	無
					34	23	79	73.47	0.930	無
					36	25	102	113.22	1.110	無
					38	26	70	88.90	1.270	無
					40	26	83	114.54	1.380	無
					42	26	48	72.00	1.500	無
					44	26	41	66.42	1.620	無
					46	26	31	53.94	1.740	無
					48	26	26	48.62	1.870	無
					50	26	10	20.00	2.000	無
					52	26	15	32.10	2.140	無
					54	26	11	25.08	2.280	無
					56	27	5	12.55	2.510	無
					58	27	4	10.64	2.660	無
					60	28	2	5.84	2.920	無
					62	28	4	12.32	3.080	無
					66	29	2	7.08	3.540	無
				品質計			1,749	1,324.16		
			態様計		30	21	1,749	1,324.16		
		生被計					1,749	1,324.16		
	材種計						1,749	1,324.16		
	低質材	生立木	生立木		12	12	4	0.28	0.070	無
					14	14	42	4.62	0.110	無
					16	16	8	1.36	0.170	無
					18	17	9	1.98	0.220	無
					20	17	3	0.81	0.270	無
					22	18	8	2.72	0.340	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　309　　森林事務所　：　高山森林事務所　　国有林名　：　落平
林班　：　56　　小班　：　り　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	低質材	生立木	生立木		24	19	3	1.26	0.420	無
					26	20	6	3.06	0.510	無
					28	20	3	1.74	0.580	無
					30	21	2	1.38	0.690	無
					32	22	2	1.62	0.810	無
					40	26	1	1.38	1.380	無
				品質計			91	22.21		
			態様計		18	16	91	22.21		
		生被計					91	22.21		
	材種計						91	22.21		
－樹種計－							1,840	1,346.37		
－N　計－							1,840	1,346.37		
－合　計－							1,840	1,346.37		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　311　　森林事務所　：　高山森林事務所　　国有林名　：　落平
林班　：　57　　小班　：　は　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	16	16	64	10.88	0.170	無
					18	16	122	25.62	0.210	無
					20	17	155	41.85	0.270	無
					22	18	239	81.26	0.340	無
					24	19	382	160.44	0.420	無
					26	19	474	227.52	0.480	無
					28	20	374	216.92	0.580	無
					30	20	342	225.72	0.660	無
					32	21	423	325.71	0.770	無
					34	22	290	258.10	0.890	無
					36	22	311	304.78	0.980	無
					38	22	211	227.88	1.080	無
					40	22	185	216.45	1.170	無
					42	22	151	191.77	1.270	無
					44	22	150	205.50	1.370	無
					46	23	102	157.08	1.540	無
					48	23	54	89.64	1.660	無
					50	23	65	115.05	1.770	無
					52	25	36	74.16	2.060	無
					54	26	34	77.52	2.280	無
					56	26	27	65.34	2.420	無
					58	26	12	30.72	2.560	無
					60	26	17	46.07	2.710	無
					62	26	6	17.16	2.860	無
					64	26	5	15.10	3.020	無
					66	26	4	12.72	3.180	無
					68	26	1	3.34	3.340	無
				品質計			4,236	3,424.30		
			態様計		32	20	4,236	3,424.30		
		生被計					4,236	3,424.30		
	材種計						4,236	3,424.30		
	低質材	生立木	生立木		14	15	17	2.04	0.120	無
					16	16	17	2.89	0.170	無
					18	16	8	1.68	0.210	無
					20	17	11	2.97	0.270	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　311　　森林事務所　：　高山森林事務所　　国有林名　：　落平
林班　：　57　　小班　：　は　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	低質材	生立木	生立木		22	18	18	6.12	0.340	無
					24	19	17	7.14	0.420	無
					26	19	20	9.60	0.480	無
					28	20	5	2.90	0.580	無
					30	20	6	3.96	0.660	無
					32	21	6	4.62	0.770	無
					34	22	10	8.90	0.890	無
					36	22	2	1.96	0.980	無
					38	22	3	3.24	1.080	無
					40	22	4	4.68	1.170	無
					42	22	2	2.54	1.270	無
					44	22	2	2.74	1.370	無
					48	23	1	1.66	1.660	無
					50	23	2	3.54	1.770	無
				品質計			151	73.18		
			態様計		24	18	151	73.18		
		生被計					151	73.18		
	材種計						151	73.18		
－樹種計－							4,387	3,497.48		
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	高齢級	22	15	1	0.29	0.290	無
					24	14	1	0.31	0.310	無
					24	15	2	0.66	0.330	無
					26	15	1	0.38	0.380	無
					26	17	1	0.44	0.440	無
					28	16	1	0.47	0.470	無
					28	17	2	1.00	0.500	無
					30	16	1	0.53	0.530	無
					30	19	1	0.64	0.640	無
					32	17	3	1.92	0.640	無
					32	18	1	0.68	0.680	無
					34	16	1	0.66	0.660	無
					36	17	3	2.34	0.780	無
				品質計			19	10.32		
			態様計		28	16	19	10.32		
		生被計					19	10.32		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　06－　311　　森林事務所　：　高山森林事務所　　国有林名　：　落平
林班　：　57　　小班　：　は　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	材種計						19	10.32		
ヒノキ	低質材	生立木	生立木		16	13	1	0.13	0.130	無
					18	13	3	0.51	0.170	無
					20	14	3	0.66	0.220	無
					22	14	1	0.27	0.270	無
					22	15	2	0.58	0.290	無
					24	14	1	0.31	0.310	無
					24	15	1	0.33	0.330	無
					24	16	2	0.72	0.360	無
					28	16	1	0.47	0.470	無
				品質計			15	3.98		
			態様計		20	14	15	3.98		
		生被計					15	3.98		
	材種計						15	3.98		
－樹種計－							34	14.30		
－N　計－							4,421	3,511.78		
－合　計－							4,421	3,511.78		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

公売箇所位置図（408号物件）

鹿児島県　肝属郡　錦江町　田代麓

荒西国有林　3026い・は林小班　（分収造林）

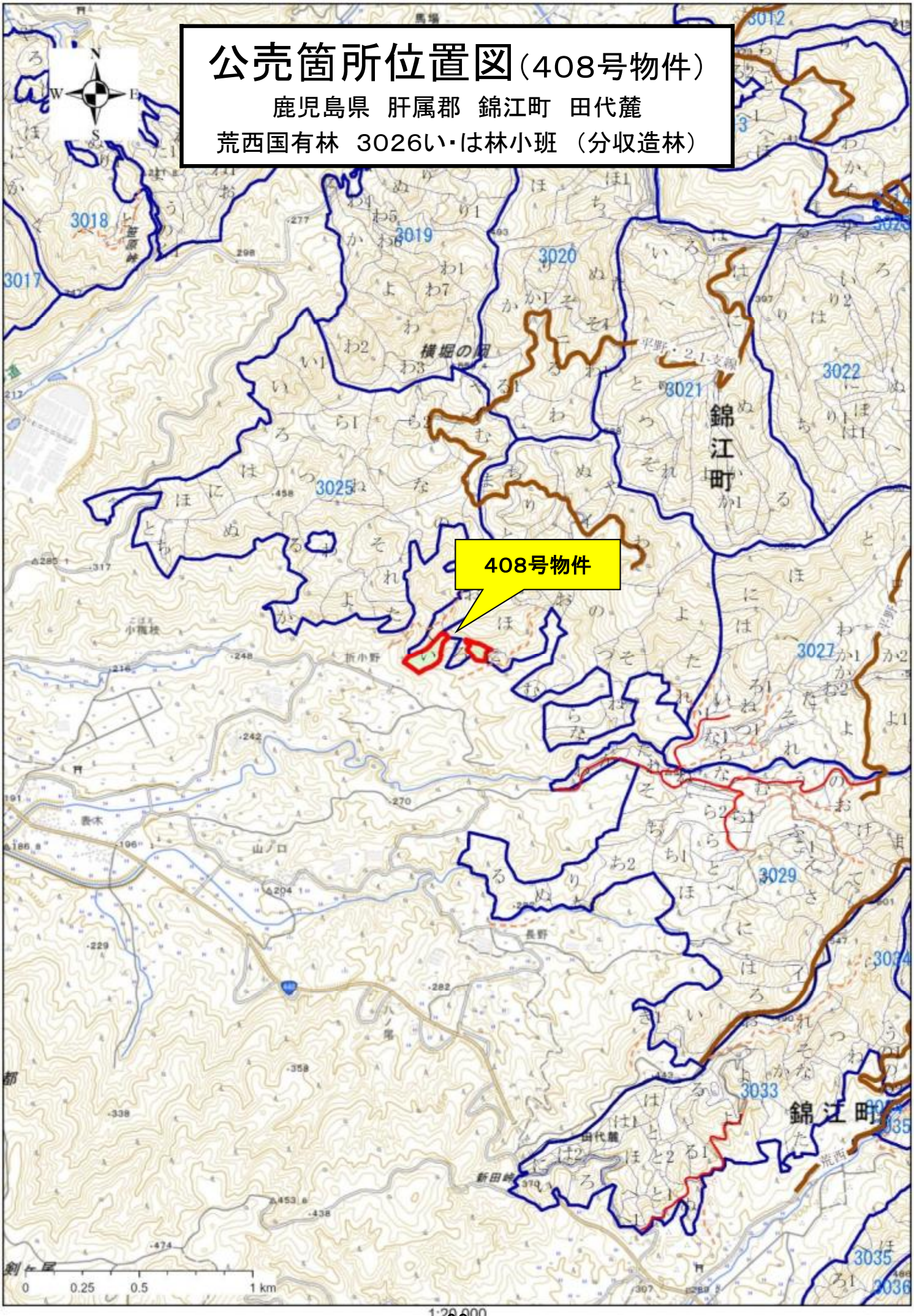

公売箇所位置図（408号物件）

鹿児島県　肝属郡　錦江町　田代麓

荒西国有林　3026い・は林小班　（分収造林）

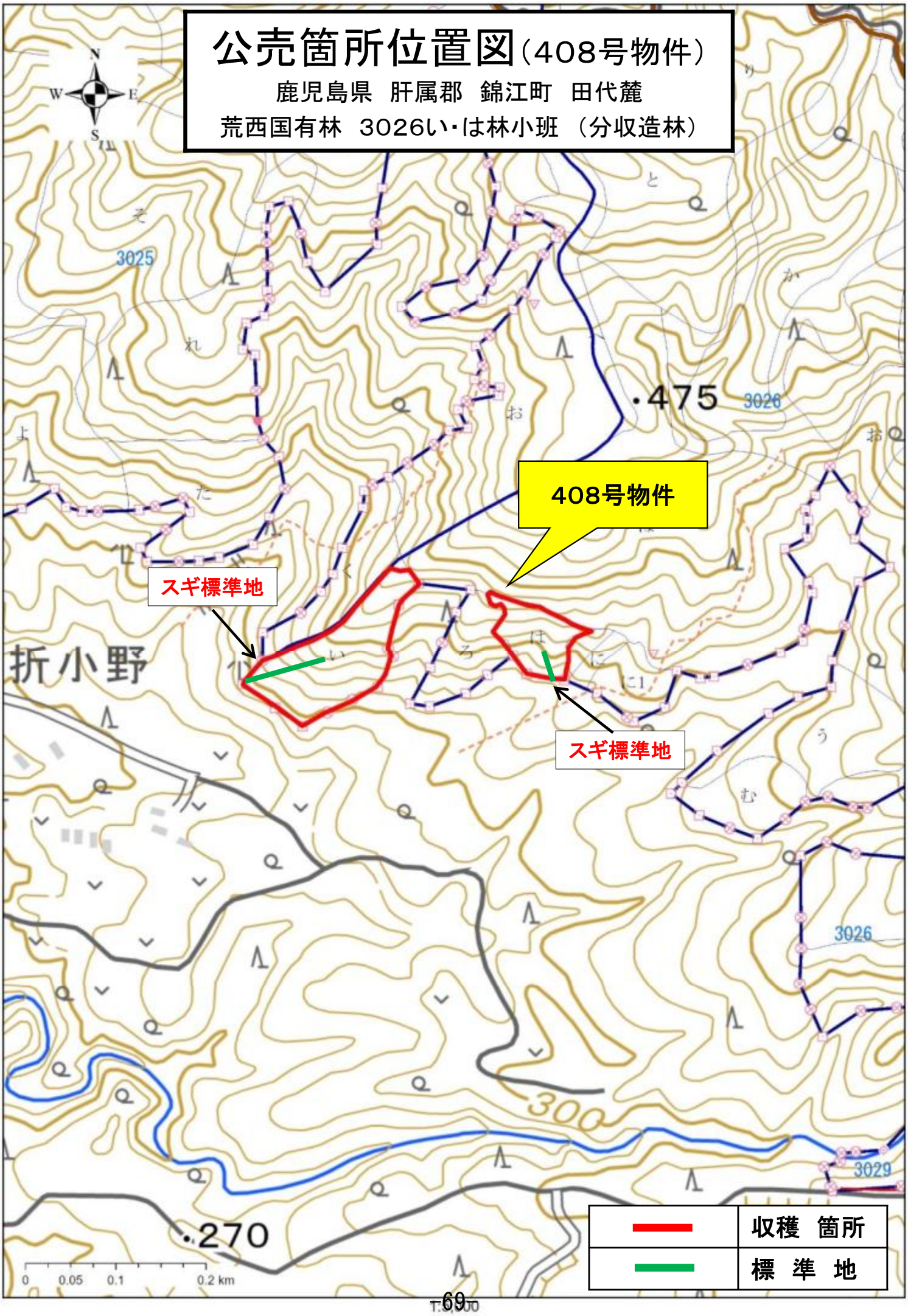

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07－　111　　森林事務所　：　大根占森林事務所　　国有林名　：　荒西
林班　：　3026　　小班　：　い　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	16	16	2	0.34	0.170	無
					18	17	1	0.22	0.220	無
					20	18	7	1.96	0.280	無
					22	18	13	4.42	0.340	無
					24	18	27	10.53	0.390	無
					26	21	25	13.25	0.530	無
					28	22	25	16.00	0.640	無
					30	23	35	26.60	0.760	無
					32	23	35	29.40	0.840	無
					34	23	17	15.81	0.930	無
					36	23	27	27.81	1.030	無
					38	23	20	22.40	1.120	無
					40	23	22	26.84	1.220	無
					42	23	9	11.97	1.330	無
					44	23	9	12.87	1.430	無
					46	23	7	10.78	1.540	無
					48	23	1	1.66	1.660	無
					50	24	2	3.70	1.850	無
					52	24	2	3.94	1.970	無
					54	24	1	2.10	2.100	無
					56	24	4	8.92	2.230	無
				品質計			291	251.52		
			態様計		32	22	291	251.52		
		生被計					291	251.52		
	材種計						291	251.52		
	低質材	生立木	生立木		14	15	1	0.12	0.120	無
					16	16	3	0.51	0.170	無
					18	17	1	0.22	0.220	無
					20	18	2	0.56	0.280	無
					22	18	7	2.38	0.340	無
					24	18	10	3.90	0.390	無
					26	21	5	2.65	0.530	無
					28	22	9	5.76	0.640	無
					30	23	8	6.08	0.760	無
					32	23	6	5.04	0.840	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07－　111　　森林事務所　：　大根占森林事務所　　国有林名　：　荒西
林班　：　3026　　小班　：　い　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	低質材	生立木	生立木		34	23	4	3.72	0.930	無
					36	23	9	9.27	1.030	無
					38	23	4	4.48	1.120	無
					40	23	1	1.22	1.220	無
					42	23	4	5.32	1.330	無
					44	23	2	2.86	1.430	無
					46	23	1	1.54	1.540	無
					48	23	1	1.66	1.660	無
					50	24	2	3.70	1.850	無
					52	24	1	1.97	1.970	無
				品質計			81	62.96		
			態様計		30	21	81	62.96		
		生被計					81	62.96		
	材種計						81	62.96		
－樹種計－							372	314.48		
－N　計－							372	314.48		
－合　計－							372	314.48		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07－　113　　森林事務所　：　大根占森林事務所　　国有林名　：　荒西
林班　：　3026　　小班　：　は　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	16	14	1	0.15	0.150	無
					18	15	1	0.19	0.190	無
					20	16	1	0.25	0.250	無
					24	18	1	0.39	0.390	無
					26	19	1	0.48	0.480	無
					28	20	5	2.90	0.580	無
					30	23	6	4.56	0.760	無
					32	25	9	8.28	0.920	無
					34	25	8	8.08	1.010	無
					36	25	9	9.99	1.110	無
					38	25	12	14.64	1.220	無
					40	25	6	7.98	1.330	無
					42	25	8	11.52	1.440	無
					44	25	9	14.04	1.560	無
					46	25	5	8.40	1.680	無
					48	26	6	11.22	1.870	無
					50	27	4	8.32	2.080	無
					52	27	1	2.22	2.220	無
					56	28	1	2.60	2.600	無
					60	29	1	3.02	3.020	無
					62	30	1	3.30	3.300	無
				品質計			96	122.53		
			態様計		38	24	96	122.53		
		生被計					96	122.53		
	材種計						96	122.53		
	低質材	生立木	生立木		18	15	1	0.19	0.190	無
					22	17	3	0.96	0.320	無
					24	18	6	2.34	0.390	無
					26	19	7	3.36	0.480	無
					28	20	7	4.06	0.580	無
					30	23	4	3.04	0.760	無
					32	25	6	5.52	0.920	無
					34	25	8	8.08	1.010	無
					36	25	6	6.66	1.110	無
					38	25	7	8.54	1.220	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07－　113　　森林事務所　：　大根占森林事務所　　国有林名　：　荒西
林班　：　3026　　小班　：　は　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	低質材	生立木	生立木		40	25	1	1.33	1.330	無
					42	25	3	4.32	1.440	無
					44	25	5	7.80	1.560	無
					48	26	1	1.87	1.870	無
					50	27	1	2.08	2.080	無
					52	27	2	4.44	2.220	無
					58	29	1	2.86	2.860	無
				品質計			69	67.45		
			態様計		34	23	69	67.45		
		生被計					69	67.45		
	材種計						69	67.45		
－樹種計－							165	189.98		
－N　計－							165	189.98		
－合　計－							165	189.98		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

公売箇所位置図（409号物件）

鹿児島県　肝属郡　肝付町　新富

落平国有林　61ほ林小班　（国有林）

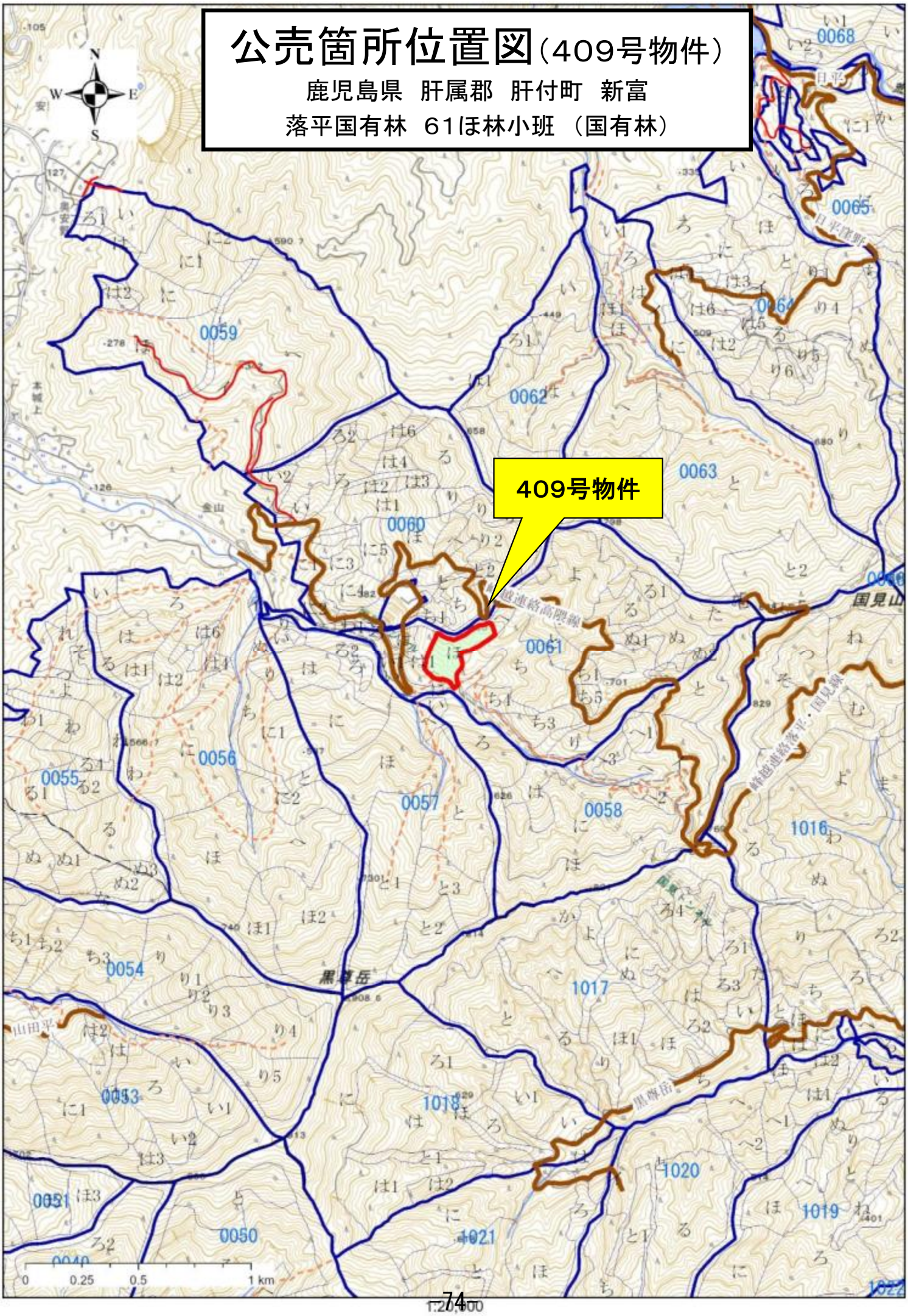

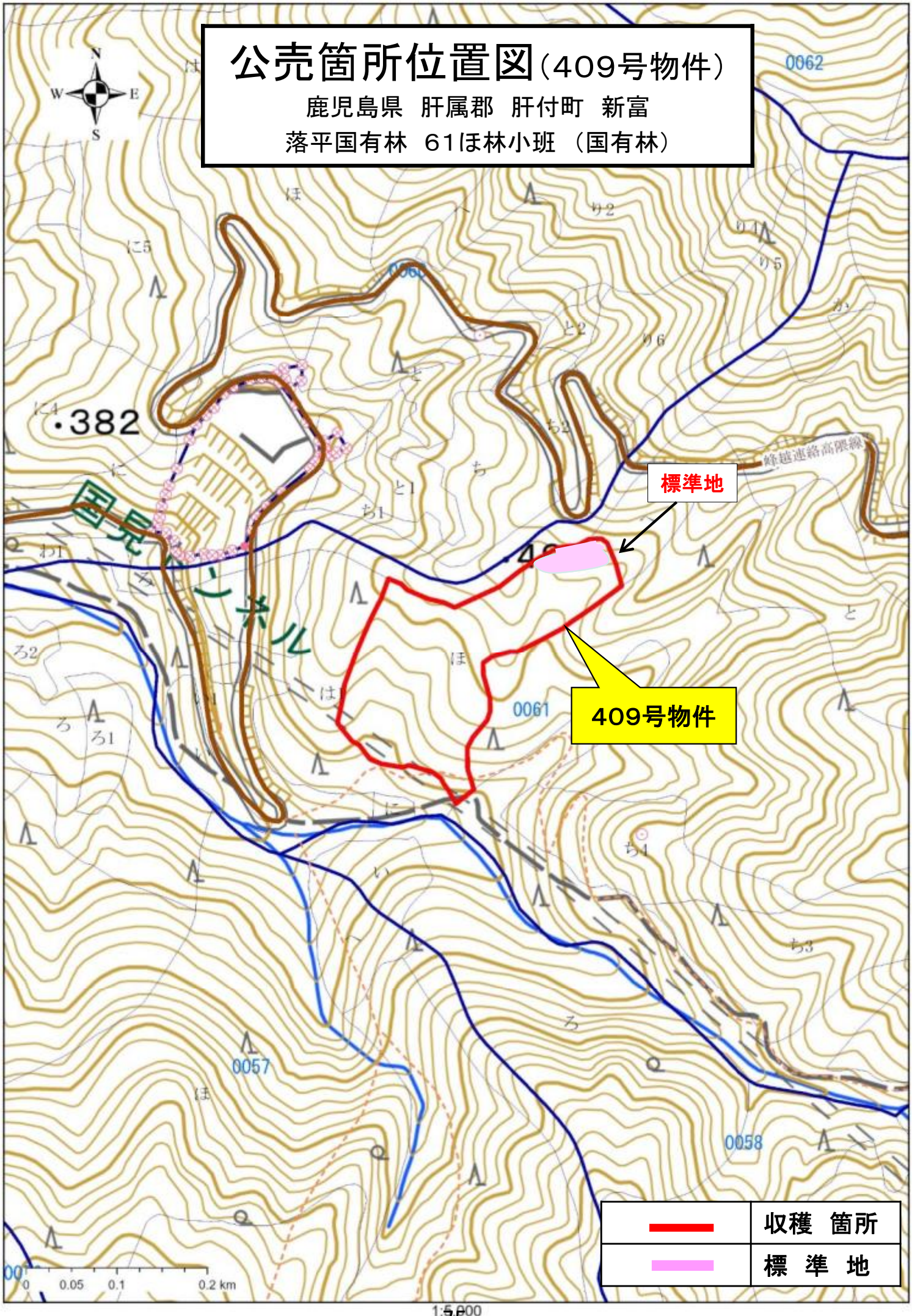
公売箇所位置図（409号物件）
鹿児島県　肝属郡　肝付町　新富
落平国有林　61ほ林小班　（国有林）
N
W
E
S
0062
0060
0061
0057
0058
382
標準地
409号物件
収穫　箇所
標　準　地
0
0.05
0.1
0.2 km
1:5,000

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07 －　　86　　森林事務所　：　高山森林事務所　　国有林名　：　落平
林班　　：　　61　　小班　　：　ほ　　伐区　　：

樹　種　名	材　種 区　分	生被別	態　様 区　分	品　質 区　分	胸　高 直　径	樹　高	本　数	幹材積	平　均 単木材積	控　除 有　無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	18	14	20	3.51	0.176	無
					20	14	20	4.30	0.215	無
					20	15	20	4.49	0.225	無
					20	16	20	4.88	0.244	無
					22	15	20	5.47	0.274	無
					24	14	20	5.86	0.293	無
					24	15	20	6.44	0.322	無
					26	16	39	15.62	0.401	無
					28	15	59	25.19	0.427	無
					28	16	20	8.98	0.449	無
					28	17	20	9.57	0.479	無
					28	19	20	10.74	0.537	無
					30	15	78	38.27	0.491	無
					30	16	20	10.15	0.508	無
					30	17	39	21.87	0.561	無
					30	19	20	12.11	0.606	無
					32	15	20	10.74	0.537	無
					32	16	59	34.56	0.586	無
					32	18	39	25.77	0.661	無
					34	15	20	11.91	0.596	無
					34	16	39	25.38	0.651	無
					34	18	20	14.25	0.713	無
					34	19	20	15.03	0.752	無
					36	16	39	28.11	0.721	無
					36	17	39	29.68	0.761	無
					36	18	59	47.44	0.804	無
					36	20	39	34.75	0.891	無
					36	21	20	18.35	0.918	無
					38	16	20	15.23	0.762	無
					38	17	39	32.41	0.831	無
					38	18	20	17.18	0.859	無
					38	19	59	54.47	0.923	無
					40	16	20	16.60	0.830	無
					40	17	20	17.77	0.889	無
					40	18	20	18.74	0.937	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07 －　　86　　森林事務所　：　高山森林事務所　　国有林名　：　落平
林班　：　61　　小班　：　ほ　　伐区　：

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	40	19	39	39.44	1.011	無
					40	20	59	62.67	1.062	無
					40	21	20	21.87	1.094	無
					42	17	20	19.13	0.957	無
					42	18	20	20.31	1.016	無
					42	19	20	21.48	1.074	無
					42	21	20	23.62	1.181	無
					42	22	20	24.80	1.240	無
					44	17	20	20.70	1.035	無
					44	20	20	24.41	1.221	無
					44	21	39	51.15	1.312	無
					46	20	59	78.49	1.330	無
					46	21	20	27.53	1.377	無
					48	18	20	25.38	1.269	無
					48	21	20	29.48	1.474	無
					50	22	59	99.57	1.688	無
					52	23	20	36.90	1.845	無
					54	22	39	75.36	1.932	無
					54	23	20	39.44	1.972	無
					56	19	20	34.56	1.728	無
					56	20	20	36.51	1.826	無
					56	23	20	41.78	2.089	無
					58	24	20	46.27	2.314	無
					60	24	20	49.01	2.451	無
				品質計			1,720	1,605.68		
			態様計		38	18	1,720	1,605.68		
		生被計					1,720	1,605.68		
	材種計						1,720	1,605.68		
	低質材	生立木	生立木		14	9	20	1.37	0.069	無
					14	12	59	5.86	0.099	無
					14	13	20	2.15	0.108	無
					16	10	20	1.95	0.098	無
					16	13	59	7.61	0.129	無
					18	14	39	7.03	0.180	無
					20	13	20	3.91	0.196	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07 －　　86　　森林事務所　：　高山森林事務所　　国有林名　：　落平
林班　　：　　61　　小班　　：　ほ　　伐区　　：

樹　種　名	材　種 区　分	生被別	態　様 区　分	品　質 区　分	胸　高 直　径	樹　高	本　数	幹材積	平　均 単木材積	控　除 有　無
スギ	低質材	生立木	生立木		20	16	20	4.88	0.244	無
					22	13	20	4.69	0.235	無
					22	14	20	5.08	0.254	無
					22	15	20	5.47	0.274	無
					24	13	20	5.47	0.274	無
					24	16	59	20.50	0.347	無
					26	14	20	6.83	0.342	無
					26	15	20	7.42	0.371	無
					26	16	20	7.81	0.391	無
					26	17	20	8.40	0.420	無
					28	14	20	7.81	0.391	無
					28	18	20	10.15	0.508	無
					32	17	20	12.30	0.615	無
					32	18	20	12.89	0.645	無
					32	19	20	13.67	0.684	無
					34	18	20	14.25	0.713	無
					36	18	20	15.81	0.791	無
					40	21	20	21.87	1.094	無
					50	20	20	30.07	1.504	無
				品質計			656	245.25		
			態様計		24	15	656	245.25		
		生被計					656	245.25		
	材種計						656	245.25		
－樹種計－							2,376	1,850.93		
－N　計－							2,376	1,850.93		
－合　計－							2,376	1,850.93		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

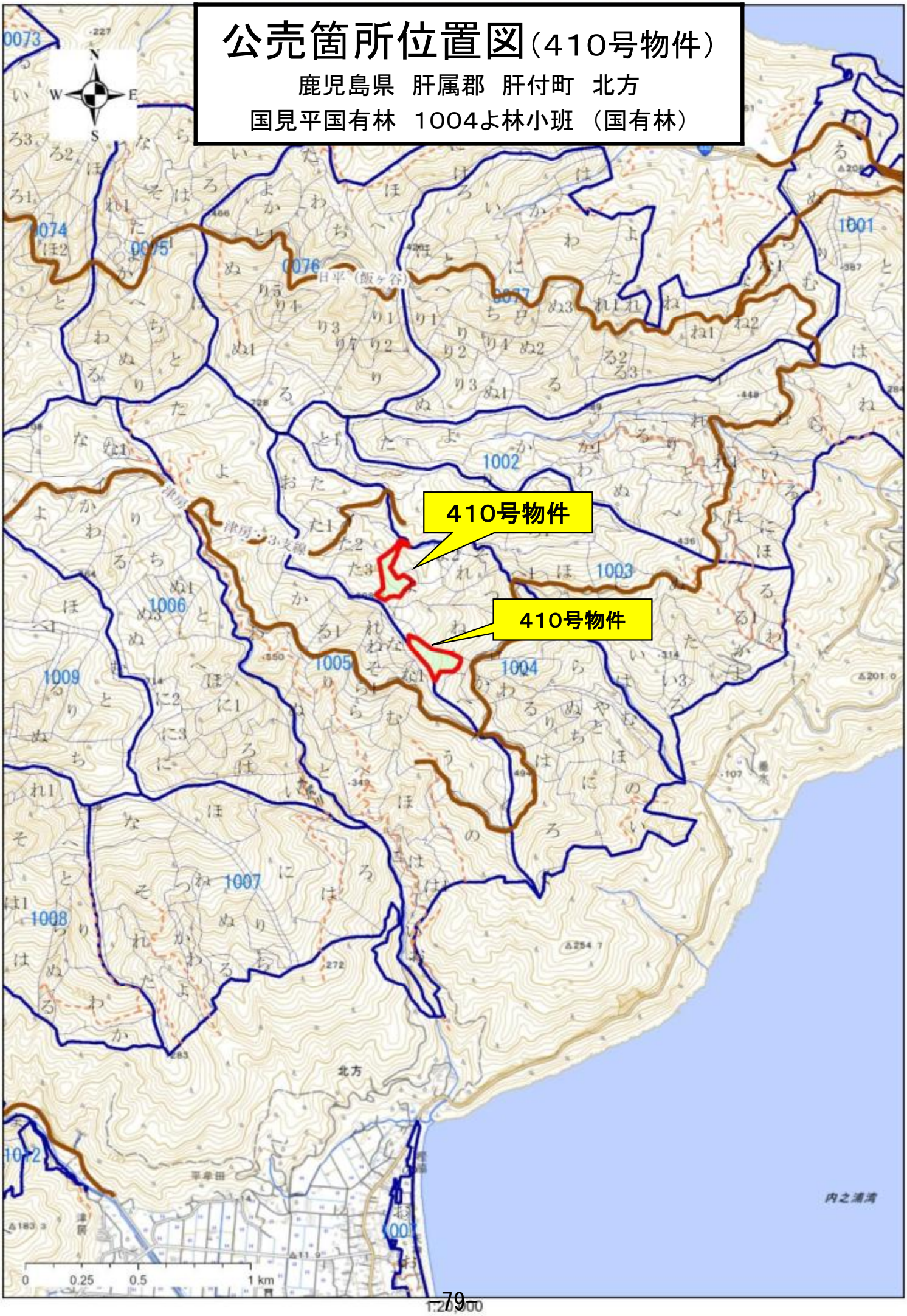
公売箇所位置図（410号物件）
鹿児島県　肝属郡　肝付町　北方
国見平国有林　1004よ林小班　（国有林）
410号物件
410号物件
北方
内之浦湾
0
0.25
0.5
1 km
1:20,000

公売箇所位置図（410号物件）

鹿児島県　肝属郡　肝付町　北方

国見平国有林　1004よ林小班　（国有林）

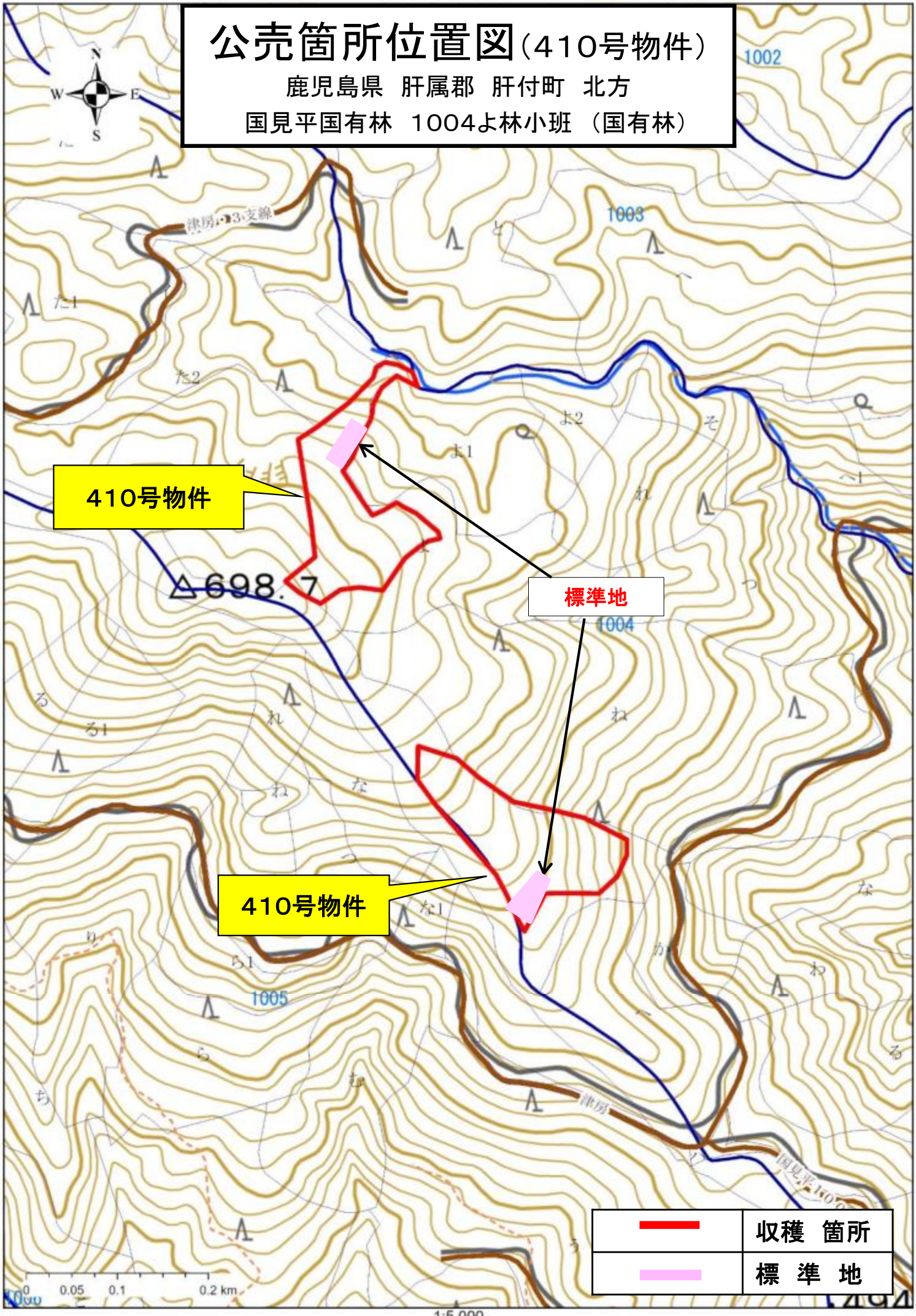

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07－　251　　森林事務所　：　内之浦森林事務所　　国有林名　：　国見平
林班　：　1004　　小班　：　よ　　伐区　：　1

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	20	15	16	3.73	0.233	無
					22	15	16	4.55	0.284	無
					22	16	16	4.87	0.304	無
					24	15	16	5.36	0.335	無
					24	18	16	6.33	0.396	無
					26	17	16	6.98	0.436	無
					26	18	32	14.93	0.467	無
					28	16	16	7.47	0.467	無
					28	17	16	7.95	0.497	無
					28	18	16	8.44	0.528	無
					30	16	16	8.44	0.528	無
					30	17	16	9.09	0.568	無
					30	18	65	38.31	0.589	無
					30	19	32	20.13	0.629	無
					32	17	32	20.45	0.639	無
					32	18	32	21.43	0.670	無
					32	19	16	11.36	0.710	無
					34	17	16	11.20	0.700	無
					34	19	16	12.50	0.781	無
					36	20	16	14.45	0.903	無
					38	19	32	30.19	0.943	無
					38	22	16	17.53	1.096	無
					40	18	16	15.58	0.974	無
					40	21	32	36.36	1.136	無
					42	20	16	18.83	1.177	無
					44	18	16	18.34	1.146	無
					44	21	16	21.26	1.329	無
					46	20	16	21.75	1.359	無
					50	21	16	26.29	1.643	無
					58	20	16	32.14	2.009	無
				品質計			625	476.24		
			態様計		34	18	625	476.24		
		生被計					625	476.24		
	材種計						625	476.24		
	低質材	生立木	生立木		20	16	16	4.06	0.254	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07－　251　　森林事務所　：　内之浦森林事務所　　国有林名　：　国見平
林班　：　1004　　小班　：　よ　　伐区　：　1

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	低質材	生立木	生立木		24	17	16	6.01	0.376	無
					24	18	16	6.33	0.396	無
					30	17	16	9.09	0.568	無
					32	18	16	10.71	0.669	無
					32	19	16	11.36	0.710	無
					34	18	16	11.85	0.741	無
					34	19	32	25.00	0.781	無
					36	18	16	13.15	0.822	無
					36	20	16	14.45	0.903	無
					38	17	16	13.47	0.842	無
					38	18	16	14.28	0.893	無
					38	19	16	15.10	0.944	無
					38	20	16	15.91	0.994	無
					40	18	16	15.58	0.974	無
					42	17	16	15.91	0.994	無
					44	19	16	19.32	1.208	無
				品質計			288	221.58		
			態様計		34	18	288	221.58		
		生被計					288	221.58		
	材種計						288	221.58		
－樹種計－							913	697.82		
－N　計－							913	697.82		
広葉樹Ⅱ	低質材	生立木	生立木		20	12	97	18.50	0.191	無
					20	13	49	9.74	0.199	無
					22	13	49	11.69	0.239	無
					22	14	65	16.88	0.260	無
					24	13	16	4.55	0.284	無
					24	14	16	4.87	0.304	無
					24	15	32	10.39	0.325	無
					26	13	16	5.19	0.324	無
					26	14	32	11.36	0.355	無
					26	15	49	18.02	0.368	無
					26	16	16	6.33	0.396	無
					28	14	16	6.33	0.396	無
					28	15	16	6.82	0.426	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07－　251　　森林事務所　：　内之浦森林事務所　　国有林名　：　国見平
林班　：　1004　　小班　：　よ　　伐区　：　1

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
広葉樹Ⅱ	低質材	生立木	生立木		28	16	16	7.30	0.456	無
					30	16	16	8.44	0.528	無
					30	17	16	8.93	0.558	無
					30	18	16	9.41	0.588	無
					38	16	16	13.31	0.832	無
					38	17	16	14.12	0.883	無
					60	18	16	34.41	2.151	無
				品質計			581	226.59		
			態様計		26	14	581	226.59		
		生被計					581	226.59		
	材種計						581	226.59		
－樹種計－							581	226.59		
－Ｌ　計－							581	226.59		
－合　計－							1,494	924.41		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07－　252　　森林事務所　：　内之浦森林事務所　　国有林名　：　国見平
林班　：　1004　　小班　：　よ　　伐区　：　2

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	22	18	21	7.11	0.339	無
					28	17	21	10.24	0.488	無
					30	19	21	12.96	0.617	無
					32	16	21	12.33	0.587	無
					32	18	21	13.79	0.657	無
					32	19	21	14.63	0.697	無
					34	17	21	14.42	0.687	無
					34	18	21	15.26	0.727	無
					34	20	21	16.93	0.806	無
					36	17	42	31.77	0.756	無
					36	18	21	16.93	0.806	無
					36	19	21	17.77	0.846	無
					38	17	21	17.35	0.826	無
					38	18	42	36.78	0.876	無
					38	19	42	38.87	0.925	無
					40	18	42	40.13	0.955	無
					40	20	21	22.36	1.065	無
					42	18	21	21.74	1.035	無
					42	19	21	22.99	1.095	無
					44	20	21	26.13	1.244	無
					44	21	21	27.38	1.304	無
					46	22	21	30.93	1.473	無
					48	21	21	31.56	1.503	無
				品質計			567	500.36		
			態様計		36	19	567	500.36		
		生被計					567	500.36		
	材種計						567	500.36		
	低質材	生立木	生立木		18	11	21	2.93	0.140	無
					22	16	21	6.27	0.299	無
					26	13	21	6.90	0.329	無
					26	17	42	17.97	0.428	無
					30	17	42	23.41	0.557	無
					30	18	42	24.66	0.587	無
					32	14	21	12.33	0.587	無
					32	17	21	10.87	0.518	無

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹　材　種　別　一　覧　表

復命書番号：　07－　252　　森林事務所　：　内之浦森林事務所　　国有林名　：　国見平
林班　：　1004　　小班　：　よ　　伐区　：　2

樹種名	材種区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
スギ	低質材	生立木	生立木		34	17	21	13.17	0.627	無
					38	16	21	14.42	0.687	無
					38	18	21	16.30	0.776	無
					40	20	21	18.39	0.876	無
				品質計			315	167.62		
			態様計		30	16	315	167.62		
		生被計					315	167.62		
	材種計						315	167.62		
－樹種計－							882	667.98		
－N　計－							882	667.98		
広葉樹Ⅱ	低質材	生立木	生立木		20	11	21	3.55	0.169	無
					20	12	21	3.55	0.169	無
					22	11	42	7.94	0.189	無
					22	12	21	4.18	0.199	無
					22	13	21	4.60	0.219	無
					24	12	21	5.02	0.239	無
					24	13	21	5.43	0.259	無
					24	14	21	5.85	0.279	無
					28	14	21	6.27	0.299	無
					28	15	21	8.15	0.388	無
				品質計			231	54.54		
			態様計		22	13	231	54.54		
		生被計					231	54.54		
	材種計						231	54.54		
－樹種計－							231	54.54		
－L　計－							231	54.54		
－合　計－							1,113	722.52		

＊　態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。